第５次田尻町地域福祉計画・
地域福祉活動計画

令和７(2025)年度～令和11(2029)年度

令和７(2025)年３月

田　尻　町

社会福祉法人田尻町社会福祉協議会

はじめに

田尻町では、令和２(2020)年３月に第４次田尻町地域福祉計画を策定し、「たじり・ふれ愛・ささえあい　みんながいきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に、すべての人の人権が尊重され、だれもが安心でき、いきいきと健やかな生活を送れるまちづくりの推進に努めてまいりました。

しかし、少子高齢化の進行は進み、老老介護、認認介護、8050 問題、ひきこもり、虐待、ヤングケアラー、子どもの貧困等、福祉分野における課題はさらに複雑化、多様化してきています。

社会の変化から、社会生活において孤独を覚える、または孤立していることにより心身に影響を受けている人も増加傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの日常生活や地域福祉活動に大きな影響を及ぼし、人と人とのつながりの大切さを改めて認識いたしました。

こうした諸問題、諸課題の解決には、町民の皆様、福祉関係団体、事業者、行政が連携、協力し合い、地域全体で包括的な支援体制の整備を強く推進することが最重要であり、今般、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を包含した第５次田尻町地域福祉計画を策定しました。また、地域福祉がめざす目標の実現には、社会福祉協議会と緊密な連携、連動した施策を展開が不可欠であることから、田尻町地域福祉活動計画も一体的に策定することといたしました。

本計画は、誰もが安心して、そして自分らしく暮らせる地域社会を実現するための重要な指針となります。本町においては、「たじり・あんしん・ささえあい　みんなで育む　大阪一あたたかいまち」という基本理念のもと、すべての住民が主体となり、地域福祉活動に積極的に関わり、支え合いの輪を広げることをめざしてまいります。

これからも、住民の皆様とともに、誰一人取り残さず、生き生きと暮らせる田尻町をつくるため、地域福祉の充実に向けて全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この計画が、私たちの町をより温かく、支え合いに満ちた社会にするための道しるべとなることを心より願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました地域福祉計画推進委員会委員をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係各位に対し心より感謝申し上げます。

令和７年３月

田尻町長　栗山　美政

はじめに

「人と人とのつながり、地域での共生をめざして」

少子高齢化や核家族化の進展などにより、地域での人と人の繋がりはこれまで以上に希薄化しており、地域福祉を取り巻く課題は、ますます複雑化、深刻化しています。

さらに近年は、全国で自然災害が多発しており、田尻町においても、南海トラフ地震や大型台風による災害が懸念されており、その際の備えとしての共助の役割も日に日に重要となっています。

今回の「第５次田尻町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたりましては、今、関心が高く、不安と感じる「災害時の対応」を採り上げることにしました。

このため、「災害時に備えた地域づくり」をテーマに、その重要性の再認識はもとより、加えて「住民自らできることは何か」、「社会福祉協議会に期待されることは何か」など、身近で切実な課題や具体的で有効な方策など、ワークショップ形式で住民の皆様の参画を得て、活発に話し合って頂きました。

その際、ご協力を頂きました地区会や民生委員児童委員などの各種関係団体の代表者の皆様には、ご多忙の中、夜間の二日間にもかかわらず、ご理解とご尽力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

おかげをもちまして、その内容は今回の計画に盛り込み、今後の事業展開に町とともに、連携を図りながら、取り組んでまいる所存でございます。

さらに、地域福祉の課題は、災害時の対応だけではなく、様々な課題を抱える方々のきめ細かな支援や相談など、日頃の活動が重要であることは言うまでもありません。

今後は、本計画に基づき、さらなる創意工夫を凝らし、一層の事業推進に取り組まなければならないと、決意を新たにするところであります。

本計画策定にあたりましては、多くの皆様にご協力頂きましたこと、重ねて感謝を申し上げますとともに、引続きのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和７年３月

社会福祉法人　田尻町社会福祉協議会

会　長　宮内　良雄

目　次

第１章　計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付けと期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
３　計画の策定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
１　統計からみる現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
２　アンケート調査結果からみる現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３　ワークショップの実施結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
４　地域福祉に関わる取り組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
５　地域福祉に関わる住民活動の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
６　今後の課題と方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第３章　計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
１　基本的な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
２　基本理念 ・・53
３　基本目標 ・・54
４　計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

第４章　施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
基本目標１　地域における支えあいの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
基本目標２　各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり ・65
基本目標３　人にやさしい福祉のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

第５章　計画の推進に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
１　推進体制 ・・75
２　進行管理 ・・77

参考資料 ・・78

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景

① 社会の動き

少子高齢化の急速な進行や家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困、ダブルケア、ヤングケアラー問題など、福祉分野における課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

令和２(2020)年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは大きく変わり、対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになりました。地域や分野によっては、現在もなおコロナ前の活動状況には戻っていない活動・事業がみられるところです。

コロナ禍においては孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となりましたが、一方で、人と人とが気にかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再認識され、各地域において、工夫を凝らして地域福祉活動を継続させるための努力が続けられています。

② 国の動き

令和２(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業が創設されました。支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加し、高齢者や障害者(児)がいる世帯、潜在的な要支援者の抱える課題は複雑化して単独の支援機関では解決が難しいケースが増えてきています。これに対処するためには、支援機関同士の連携をより円滑にし、早期に必要な支援を提供できる環境や体制を整える取り組みが求められています。

近年の大雨や地震などの災害時の状況を踏まえ、令和３(2021)年に「災害対策基本法」が改正され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となるなど、非常時に備えた防災分野と福祉分野の連携がますます重要となっています。

社会の変化から、社会生活において孤独を覚えるまたは孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、令和６(2024)年に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

■重層的支援体制整備事業について

令和２(2020)年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第４条第１項）と規定され、課題を抱えた人々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、国及び地方公共団体において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ（第６条第２項)、各施策分野の連携が強く求められています。

このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されました。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の４第２項に３つの支援を第１～３号に規定し、それを支えるための事業として第４号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第２号）	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業（社会福祉法第106条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業（社会福祉法第106条の４第２項第５号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

■「孤独・孤立対策推進法」の概要

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→　「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

１．基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。

② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

２．国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

３．基本的施策

- 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

４．推進体制

- 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

５．その他

- 法律の施行後５年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日　令和６年４月１日

4

孤独・孤立対策重点計画（具体的施策）

○　年齢・属性に関わらずあらゆる人が対象となる孤独・孤立の問題については、社会のあらゆる分野に孤独・孤立の視点を入れて対応することが必要。関係施策についても福祉部局分野にとどまらず多岐にわたる。（以下は重点計画の具体的施策より一部抜粋）

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ○HPやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】
- ○「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】
- ○在留外国人に対する情報提供等【法務省】
- ○困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】
- ○民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
- ○児童生徒の自殺予防【文部科学省】
- ○個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ○不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】
- ○行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】
- ○自殺対策の取組の強化【厚生労働省】
- ○犯罪被害者等支援の推進【警察庁】
- ○職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】
- ○在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】
- ○学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ○こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】
- ○フードバンク活動の推進【農林水産省】
- ○住宅確保要配慮者に対する居住支援活動等に対する支援【国土交通省】
- ○非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- ○刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- ○災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】
- ○消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】
- ○地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化

- ○生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体支援【厚生労働省】
- ○困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】
- ○就職氷河期世代への支援【内閣官房等】
- ○地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

9

③ 大阪府の動き

大阪府においては、令和６(2024)年に「第５期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、計画のめざすビジョンを「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」とし、制度の狭間の問題や分野横断的な課題等について地域全体で支え合うことをめざす「包括的な支援体制の整備」に総合的に取り組んでいます。

■第５期大阪府地域福祉支援計画の具体的な施策の体系（イメージ）

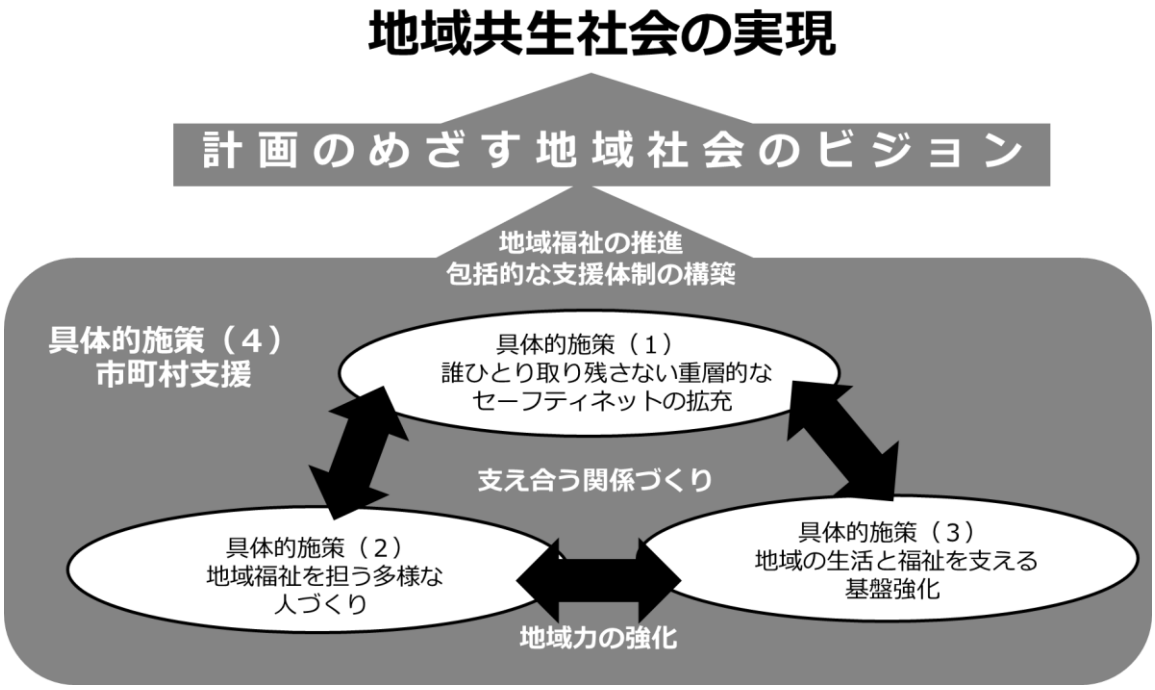

（２）計画策定の趣旨

田尻町（以下「本町」という。）及び社会福祉法人田尻町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）では、平成17(2005)年３月に「田尻町地域福祉計画」「田尻町地域福祉活動計画」を策定して以降５年ごとに改定しています。

令和２(2020)年３月には「第４次田尻町地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、基本理念である「たじり・ふれ愛・ささえあい　みんながいきいきと安心して暮らせるまち」をめざして、地域福祉の推進に向けた様々な取り組みを進めてきました。

令和６(2024)年度に前計画の計画期間が終了するにあたり、国や大阪府の動向、社会情勢、これまでの取り組みの成果、住民ニーズの変化などを考慮し、誰一人取り残さずに生き生きと暮らせる地域共生社会の実現をめざして、新たに「第５次田尻町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

＊地域福祉とは

私たちが住む地域には、ひとり暮らしで不安が多い高齢者、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人、言葉や文化の違いに戸惑っている外国籍の人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちも数多く住んでいます。また、従来豊かであった家庭や地域の力、人と人とのつながりが徐々に希薄になるなかで、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じつつあります。

「地域福祉」とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、だれもが安心して自立した生活を送ることができるよう、人々がともに支えあい助けあいながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことをいいます。

本町では、悩みや不安、困りごとを抱えている人を支援するために、様々な施策を実施し福祉の充実に努めてきました。しかし、支援を必要とする内容は一人ひとり微妙に異なり、また暮らしぶりも様々であるため、多くの人を対象とする行政の対応だけでは、個々の問題の解決が困難な状況も生じています。また、その一方で、「地域の人は地域で支える」との考え方のもとに、同じ地域に暮らす住民同士のふれあいや支えあいの大切さが見直されつつあります。

こうしたことから、地域で生じた様々な課題の解決によりきめ細かく対応していくために、本町に関わるすべての人の力をあわせ、「地域福祉」を進めていくことが必要となっています。

２　計画の位置付けと期間

（１）計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づき策定し、田尻町総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取り組みや今後の施策を展開していくうえでの方向性や基本事項を定めます。また、計画には「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」にあたる内容を包含するものとします。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、社会福祉法（第109条）に基づき策定し、民間の立場から住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組むうえでの基本事項を定めます。

本計画は、地域福祉がめざす目標の実現に向け、本町と社会福祉協議会が緊密に連携・協力した活動を推進するため、「田尻町地域福祉計画」と「田尻町地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

なお、本計画では、地域福祉を推進するにあたって重要なこと、各分野に共通する横断的推進方策、今後の施策の方向性などについて、基本的なあり方について提示することを中心とし、個別分野の事業・施策については各計画に委ねることにします。

■計画の位置付け

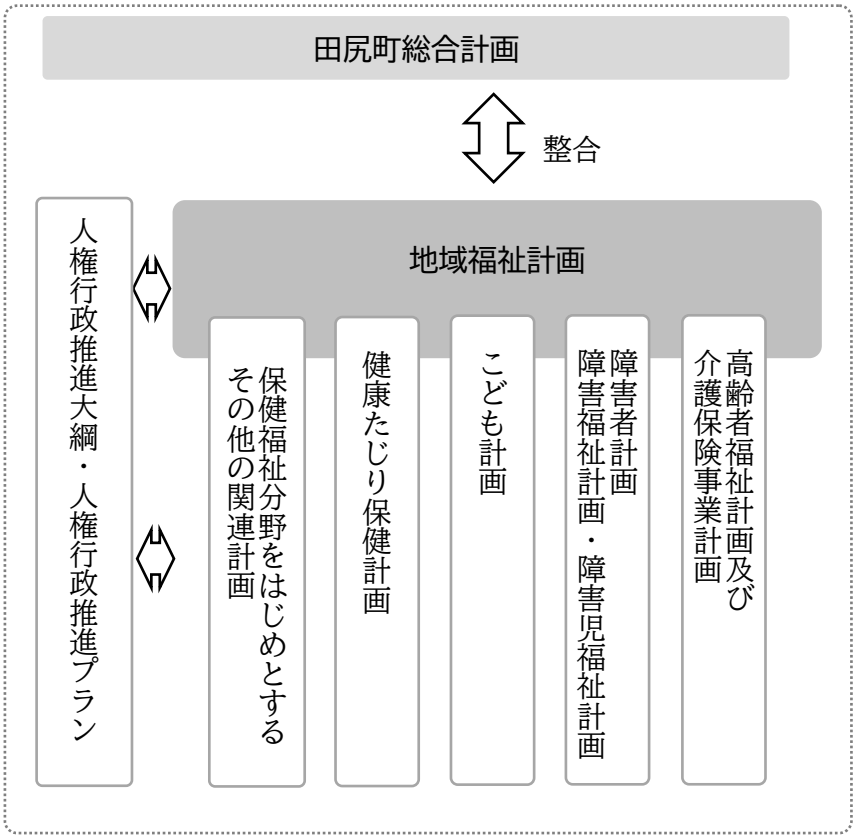

（２）計画の期間

本計画は、令和７(2025)年度から令和11(2029)年度までの５年間を計画期間とします。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

■計画期間

令和２(2020)年度	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
第４次田尻町地域福祉計画					**第５次田尻町地域福祉計画**				
田尻町地域福祉活動計画					**・地域福祉活動計画**				

（３）計画で想定する「地域」

本計画で想定する「地域」については、本町の地域福祉を推進するための基本的計画として、全町的に展開されることが望ましい推進方策について主に取り扱うこととしますが、施策のなかには町域全体であてはまるもの、一部の地区であてはまるものが含まれています。また、各種サービスの提供や相談支援体制などについては、近隣自治体も含む広域圏を対象地域としています。

（４）計画の担い手と役割

本計画は、町が策定する行政計画ですが、「地域福祉」の性質上、町が行う施策を示すだけでなく、地域福祉の担い手である住民や福祉関係団体、サービス事業者、福祉関係以外の企業・団体などが「地域福祉の推進」という目的のために、それぞれ何をどのように行うべきか、手助けを必要とする人を支える体制づくりを今後どのように進めるべきかという視点に立って、基本的なあり方と推進方策の一例を提示するものです。

町は、本計画の策定主体であり、地域の福祉基盤の整備・調整や、福祉サービスの適切な利用を促進する役割を担っています。

一人ひとりの住民は、地域の主体として、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の主要な担い手として活躍することが期待されます。

社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体やサービス事業者は、福祉サービスの提供によって利用者の自立を支援するとともに、サービスの質の確保や、他のサービス事業者との緊密な連携を取ることなどが求められます。また特に、社会福祉協議会については、本町の地域福祉活動における中核的な役割を果たしていくことが望まれます。

３　計画の策定方法

（１）アンケート調査・ワークショップの実施

地域福祉に関する取り組みや考えなどを把握するため、地域福祉について住民アンケート調査を令和６(2024)年９～10月に実施しました。

また、計画の策定に向けて、地域福祉に関わりの深い、住民と学識経験者による意見交換の場として、地域福祉計画・地域福祉活動計画ワークショップを令和６(2024)年12月に実施しました。

（２）計画策定に向けた会議の開催

本計画の策定にあたり、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境等を踏まえた計画とするため、住民、学識経験者及び地域福祉に関する事業に従事する者等で構成する「田尻町地域福祉計画推進委員会」において、計画の内容について協議しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和７(2025)年３月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　統計からみる現状

（１）人口・世帯の状況

田尻町の人口総数は、令和６(2024)年３月末現在8,186人で減少傾向にあります。

■人口総数と年齢別人口構成

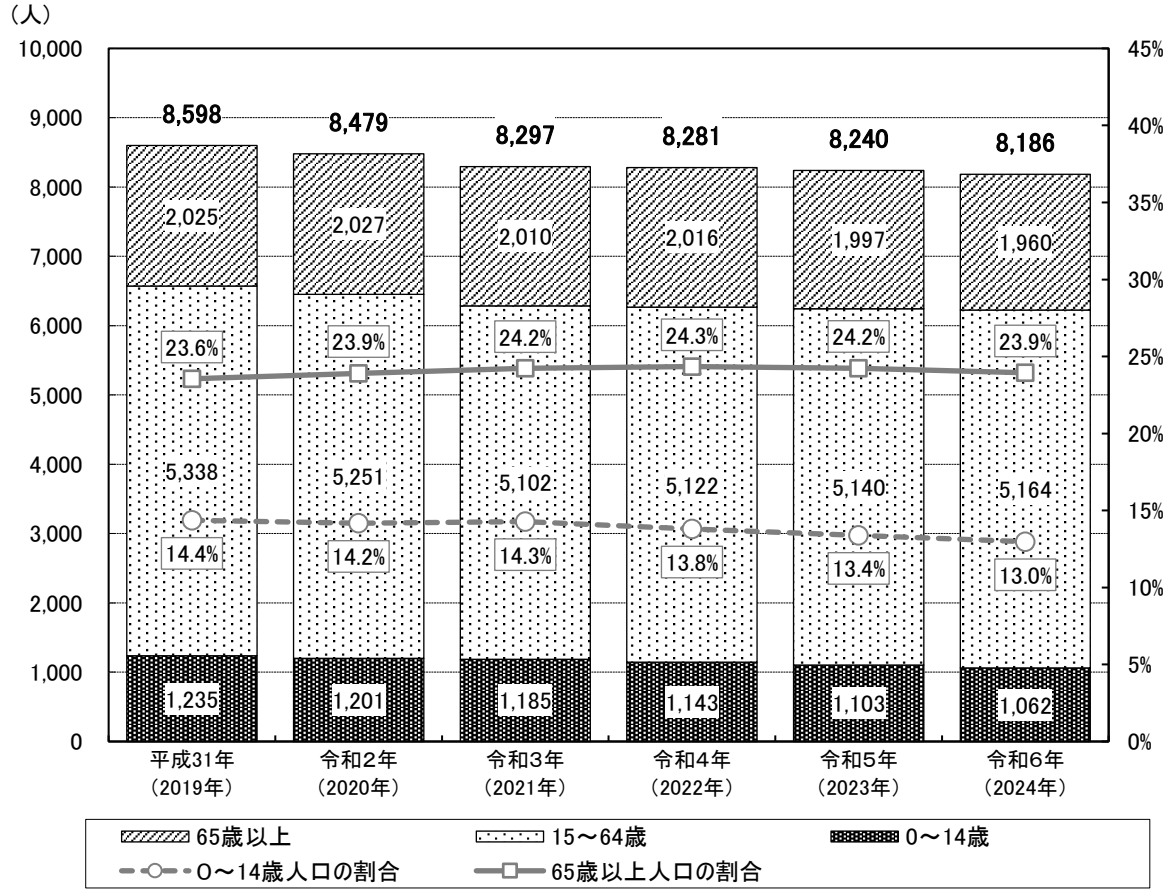

住民基本台帳人口（各年３月末現在）

（参考）年少人口割合（15歳未満）の全国・大阪府との比較

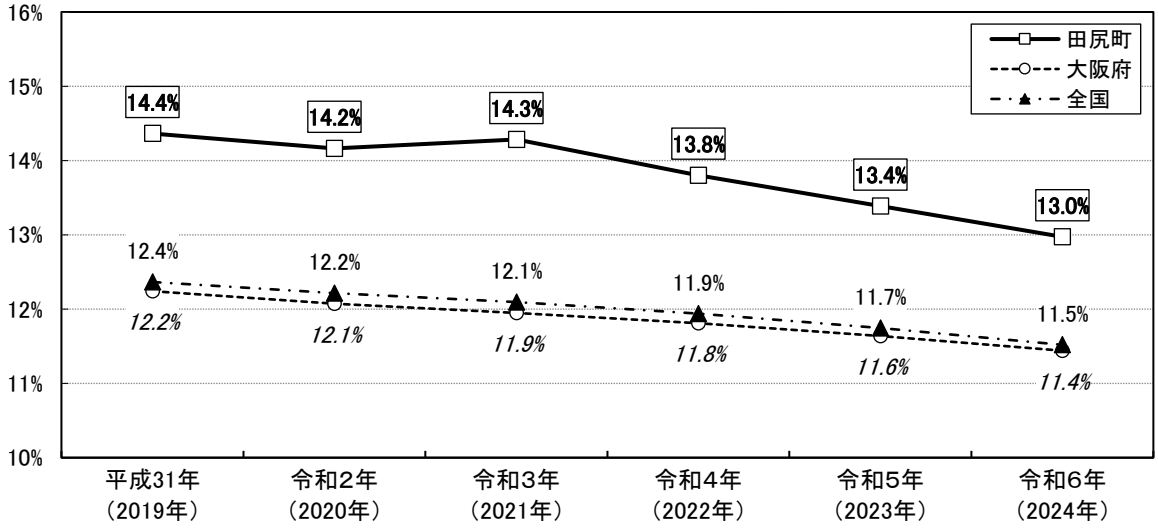

田尻町：住民基本台帳人口（各年３月末現在）
全国・大阪府：総務省　住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年１月１日現在）

（参考）老齢人口割合（65歳以上）の全国・大阪府との比較

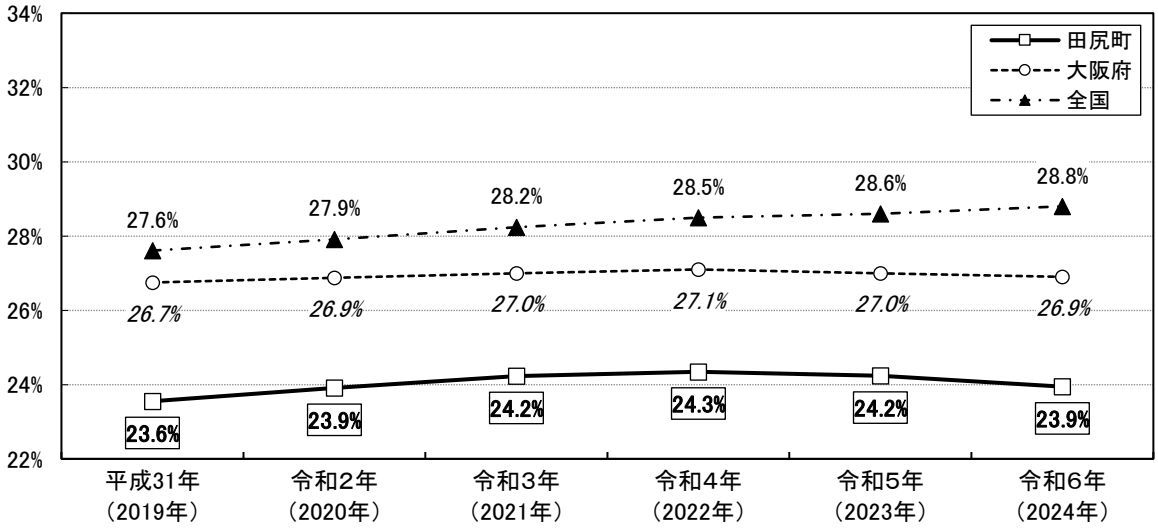

田尻町：住民基本台帳人口（各年３月末現在）
全国・大阪府：総務省　住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年１月１日現在）

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和５(2023)年推計)」によると、田尻町の人口総数は減少傾向が続き、令和22(2040)年には7,972人になるものと見込まれています。年齢構成別にみると、15歳未満については緩やかな減少となり年少人口割合も横ばい状況となりますが、65歳以上の高齢者は増加の一途をたどり、老齢人口比率（高齢化率）は令和22(2040)年に30％を超えるものと予測されています。

■将来人口推計

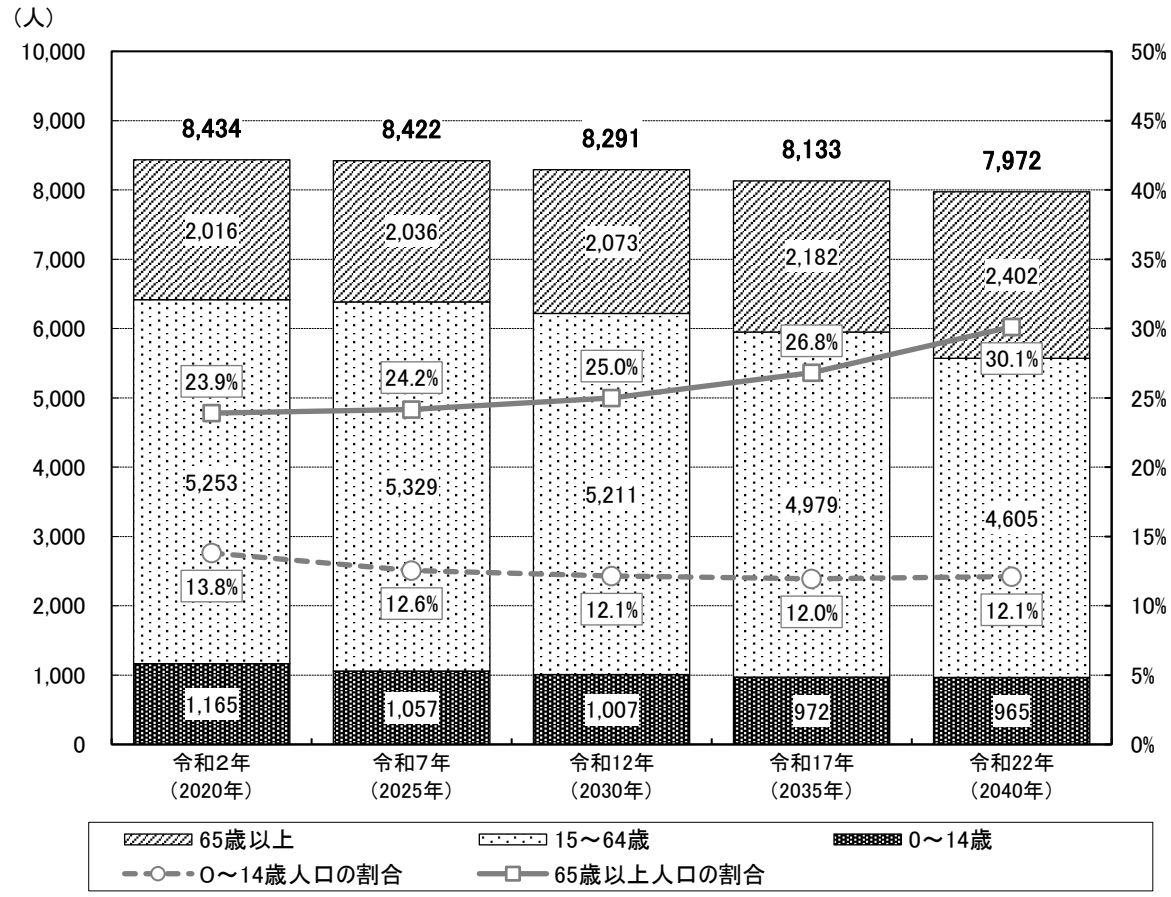

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５(2023)年推計)」

世帯数については、令和６(2024)年３月末現在3,900世帯で、令和３(2021)年以降緩やかな増加傾向にありますが、１世帯当たりの人口（平均世帯人員）は2.10人まで縮小しています。

■世帯数と１世帯当たりの人口

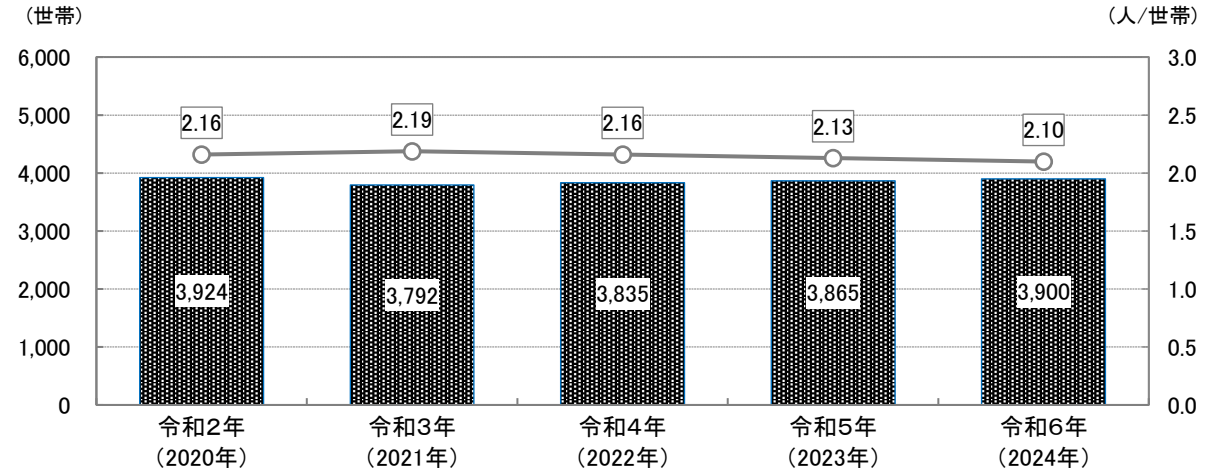

住民基本台帳人口（各年３月末現在）

（参考）１世帯当たりの人口の全国・大阪府との比較

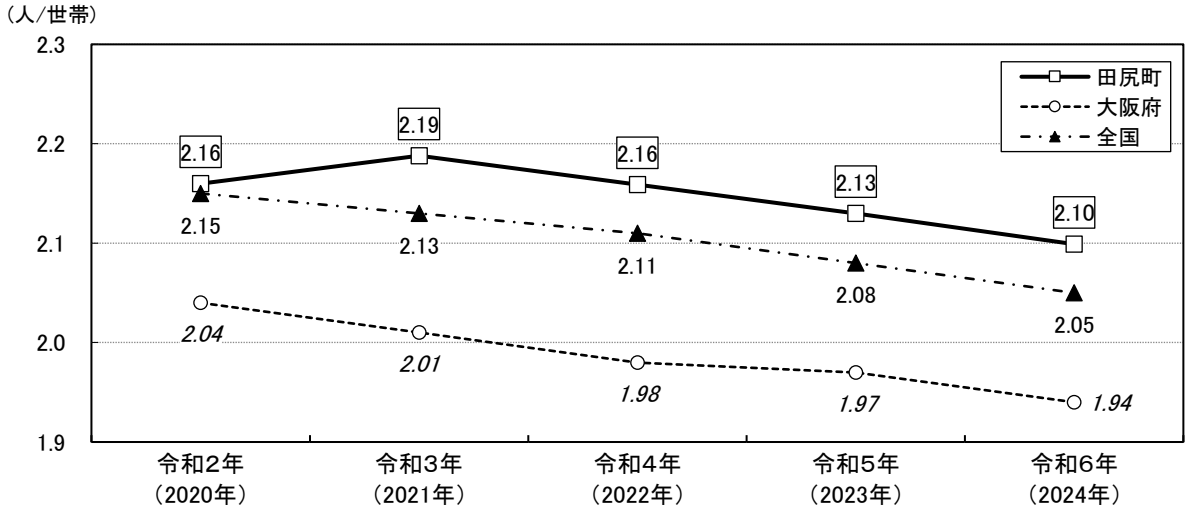

田尻町：住民基本台帳人口（各年３月末現在）
全国・大阪府：総務省　住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年１月１日現在）

（２）高齢者の状況

令和２年国勢調査の結果によると、町内の一般世帯のうち65歳以上の人が暮らしている世帯は34.6%を占めています。

このうち、一人暮らし高齢者世帯が32.2%、高齢夫婦のみ世帯が23.5%を占めています。

■高齢者世帯の状況

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数（世帯）		2,452	2,728	3,250	3,765	3,729
高齢者を含む世帯	世帯数（世帯）	902	1,025	1,154	1,254	1,290
	対一般世帯比	36.8%	37.6%	35.5%	33.3%	34.6%
高齢単独世帯	世帯数（世帯）	179	248	312	382	415
	対一般世帯比	7.3%	9.1%	9.6%	10.1%	11.1%
	対高齢者世帯	19.8%	24.2%	27.0%	30.5%	32.2%
高齢夫婦のみ世帯	世帯数（世帯）	169	233	296	307	303
	対一般世帯比	6.9%	8.5%	9.1%	8.2%	8.1%
	対高齢者世帯	18.7%	22.7%	25.6%	24.5%	23.5%

資料：「地域包括ケア「見える化」システム」

介護保険の第１号被保険者（65歳以上）における要介護・要支援認定率は、令和６(2024)年３月現在25.3%と、令和３(2021)年以降全国や大阪府平均より上回っています。

■第１号被保険者における要介護・要支援認定率（全国・大阪府との比較）

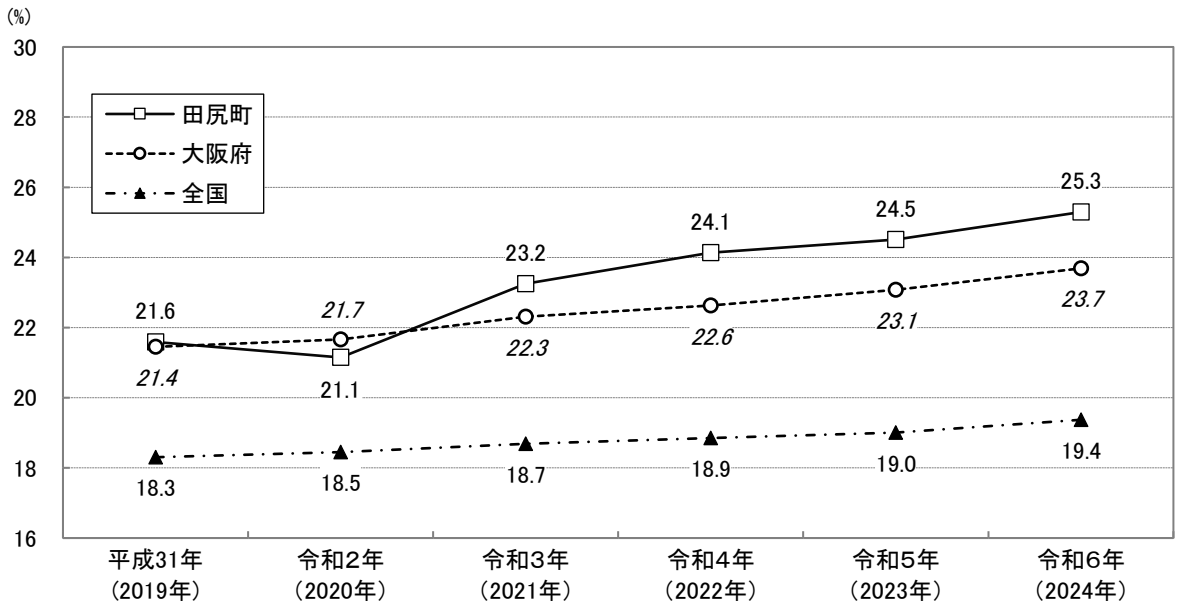

介護保険事業状況報告（各年３月末現在）

（３）障害のある人の状況

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和６(2024)年３月末現在で475人（重複所持者を含む）となっており、療育手帳を所持する知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向にあります。

■各障害者手帳所持者数の推移

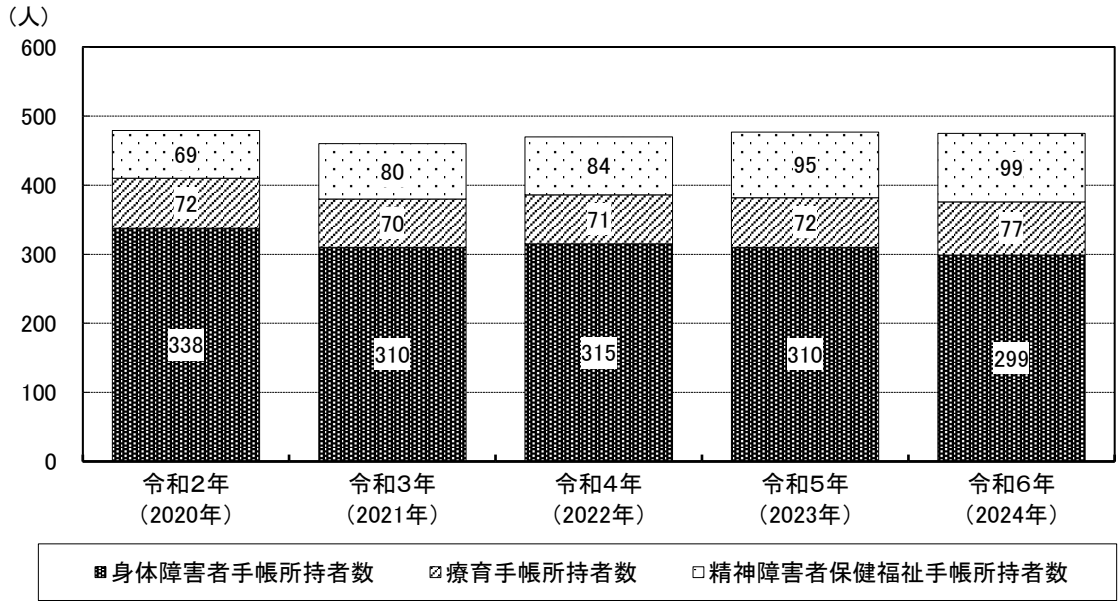

田尻町高齢障害支援課（各年３月末現在）

（４）ひとり親家庭の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯については平成27(2015)年以降は減少、父子世帯については横ばい状況にあります。

（単位：世帯）

	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和２ (2020)年
母子世帯	33	50	73	71	48
父子世帯	4	5	8	11	10
合　　計	37	55	81	82	58

国勢調査

（５）生活保護受給世帯の状況

本町の生活保護受給世帯数及び受給人員は減少傾向にあり、令和６(2024)年度は125世帯141人となっています。

■生活保護受給世帯数・受給人員（単位：世帯・人）

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
生活保護受給世帯数	146	138	135	128	125
生活保護受給人員	189	175	168	149	141

田尻町子育て・地域福祉課（各年度４月１日現在）

２　アンケート調査結果からみる現状

（１）調査の概要

「第５次田尻町地域福祉計画」の策定に向けて、町内在住の18歳以上の住民、町内において福祉活動等を行っている関係者を対象に、地域を取り巻く環境や地域福祉に対する意識等を伺い、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

アンケート調査は、以下の２つの対象（住民、福祉関係団体等）に分けて、令和６年(2024年)９～10月に実施しました。今回よりインターネットを通じたＷＥＢ回答を受け付けるなど、回収率の維持・向上を図りました。

	18歳以上の住民	福祉関係者
調査対象	町内在住の18歳以上の住民 （無作為抽出）1,500名	町内において福祉活動等を行っている関係者　105名
調査方法	郵送による配布・回収 及びＷＥＢ回答を併用	直接配布・回収 及びＷＥＢ回答を併用
調査期間	令和６(2024)年９月～10月	
回収状況	有効回答数 405件 （うち紙 332件、WEB 73件） 有効回答率 27.0%（前回27.4%）	有効回答数 80件 （うち紙 75件、WEB 5件） 有効回答率 76.2%（前回53.0%）

※アンケート調査結果における各設問の母数ｎ（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は，特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

（２）主な集計結果

① 回答者の属性

住民、福祉関係者とも５年前に実施した前回調査より回答者の年齢層が高くなっています。また、居住地区については吉見地区が減少し、りんくうポート地区が増えています。

◆あなたとご家族に関して、①から⑨のそれぞれについてあてはまるものを選んで番号に○をつけてください。

●あなたの年齢

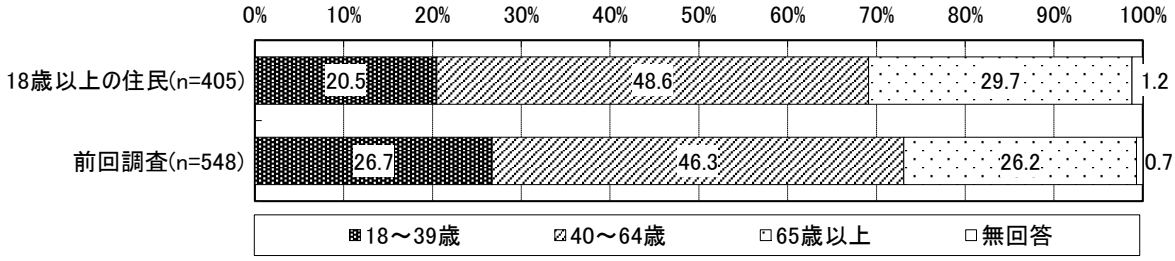

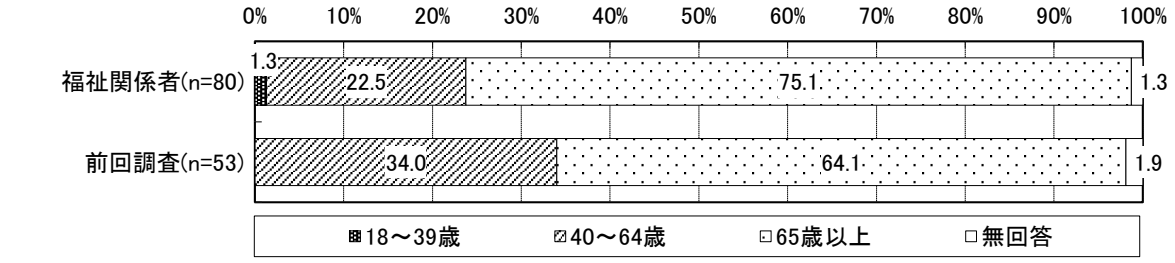

●お住まいの地区

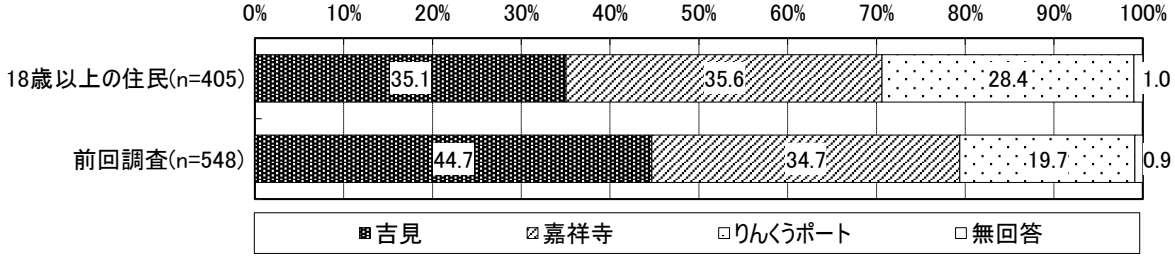

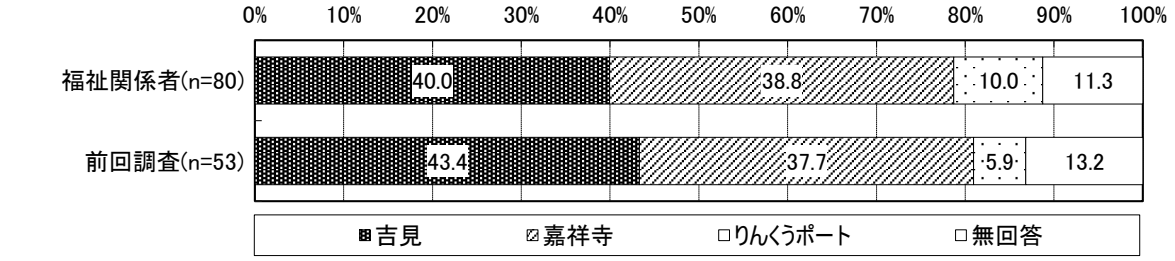

②「自分のまち」と感じる範囲

「田尻町全域」と答える人が52.6％と最も多く、次いで「地区（吉見、嘉祥寺、りんくうポート)」が22.5％、「泉佐野市・泉南市など泉州南地域」が14.3％の順となっています。前回調査と比べても大きく変わりはありません。

属性別にみると、「田尻町全域」は吉見地区や40～64歳、「地区（吉見、嘉祥寺、りんくうポート)」と「泉佐野市・泉南市など泉州南地域」は18～39歳やりんくうポート地区、「自宅周辺の近隣（となり近所)」は65歳以上でそれぞれ多くみられます。

◆あなたにとって、「自分のまち」と感じるのはどれくらいの範囲ですか。

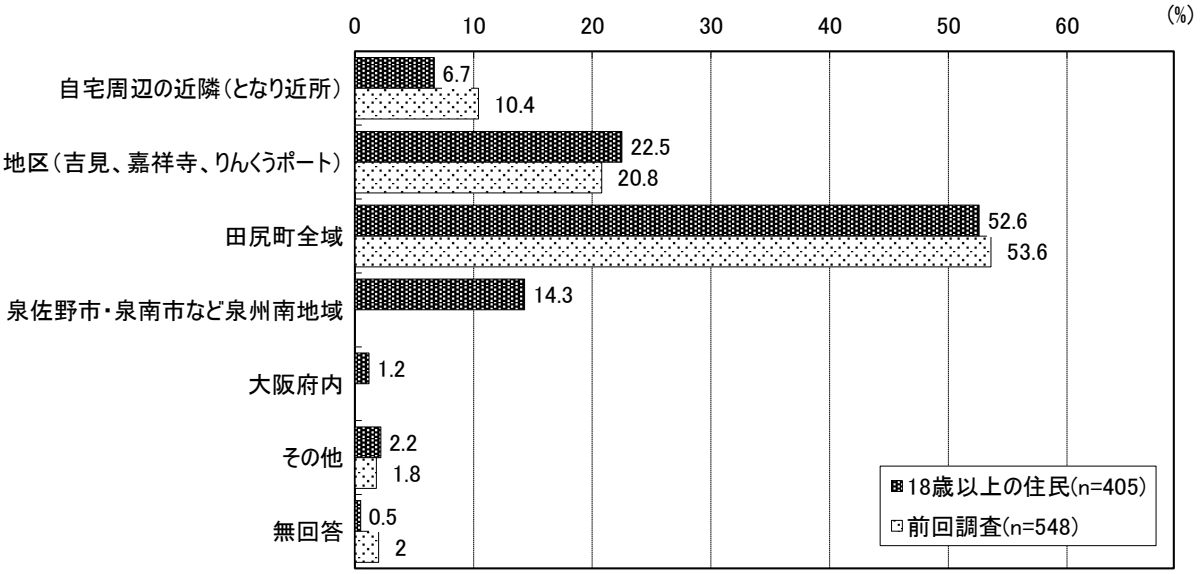

※前回調査：田尻町と隣接する市11.3％

単位：％	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
自宅周辺の近隣（となり近所）	6.7	1.2	4.1	14.2	5.6	6.9	7.8
地区（吉見、嘉祥寺、りんくうポート）	22.5	31.3	20.3	20.0	18.3	20.8	28.7
田尻町全域	52.6	43.4	57.9	51.7	63.4	54.9	37.4
泉佐野市・泉南市など泉州南地域	14.3	19.3	15.2	10.0	7.7	15.3	21.7
大阪府内	1.2	2.4	1.0	0.8	1.4	0.0	2.6
その他	2.2	2.4	1.5	2.5	2.8	2.1	1.7
無回答	0.5	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	0.0

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

③ 近所づきあいの状況

住民、福祉関係者とも「顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる」が最も多く、次いで住民は「顔が合っても、あいさつする程度の人しかいない」、福祉関係者は「特に用事がなくても行き来し、困ったときには助け合える人がいる」が多くみられます。

住民の属性別にみると、「顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる」は65歳以上や嘉祥寺地区で、「顔が合っても、あいさつする程度の人しかいない」は吉見地区や40～64歳で、「近所づきあいはしていない」と「隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない」はりんくうポート地区でそれぞれ多くみられます。

◆あなたとご近所の人とは、どの程度のつきあいをしていますか。

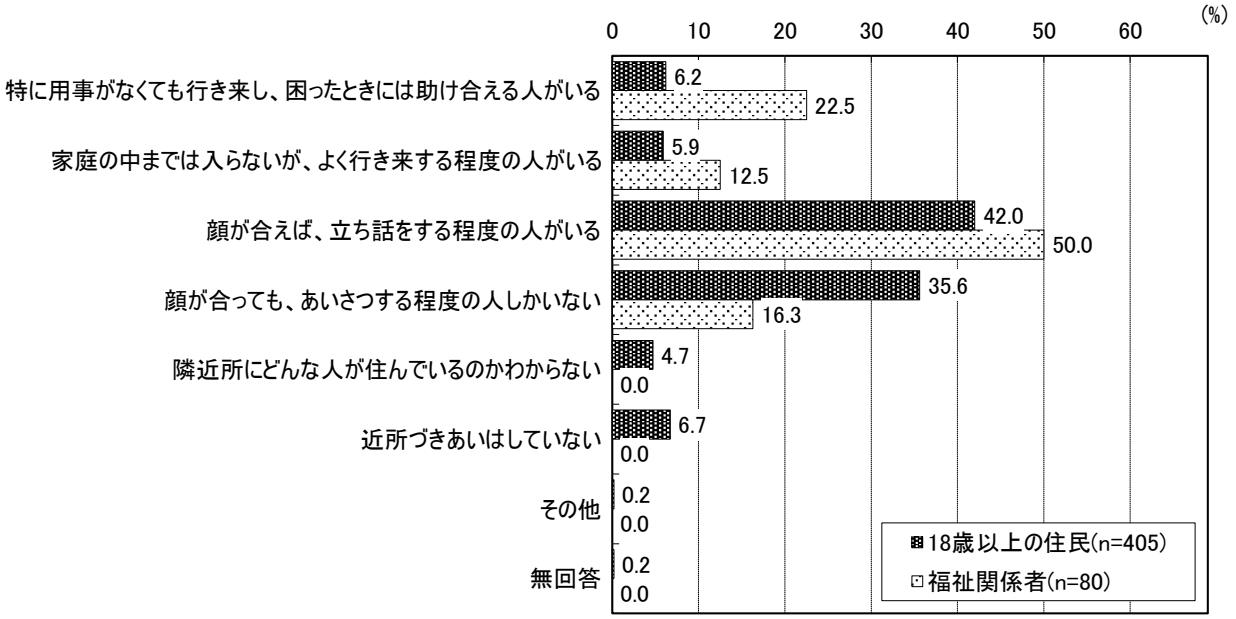

単位：%	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
特に用事がなくても行き来し、困ったときには助け合える人がいる	6.2	3.6	4.6	10.0	4.9	7.6	6.1
家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる	5.9	2.4	6.1	8.3	5.6	6.3	5.2
顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる	42.0	34.9	37.1	55.0	43.0	50.0	30.4
顔が合っても、あいさつする程度の人しかいない	35.6	39.8	40.6	25.0	40.8	31.3	34.8
隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない	4.7	9.6	3.0	4.2	0.7	3.5	10.4
近所づきあいはしていない	6.7	10.8	9.1	0.0	4.9	2.1	14.8
その他	0.2	0.0	0.0	0.8	0.0	0.7	0.0
無回答	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

④ 近所づきあいについての考え方

ご近所の人とのつきあいについて、住民は「隣近所のことは干渉せず、つきあいもほどほどにと考えている」が56.8%、福祉関係者は「近所づきあいは積極的にしたほうが良いと考えている」が66.3%とそれぞれ最も多くみられます。

住民の属性別にみると、「隣近所のことは干渉せず、つきあいもほどほどにと考えている」はりんくうポート地区で、「近所づきあいは積極的にしたほうが良いと考えている」は18～39歳や嘉祥寺地区で、「自分以外の家族がしているので、特にしようと考えていない」は吉見地区でそれぞれ多くみられます。

◆ご近所の人とのつきあいについて、どのように考えていますか。

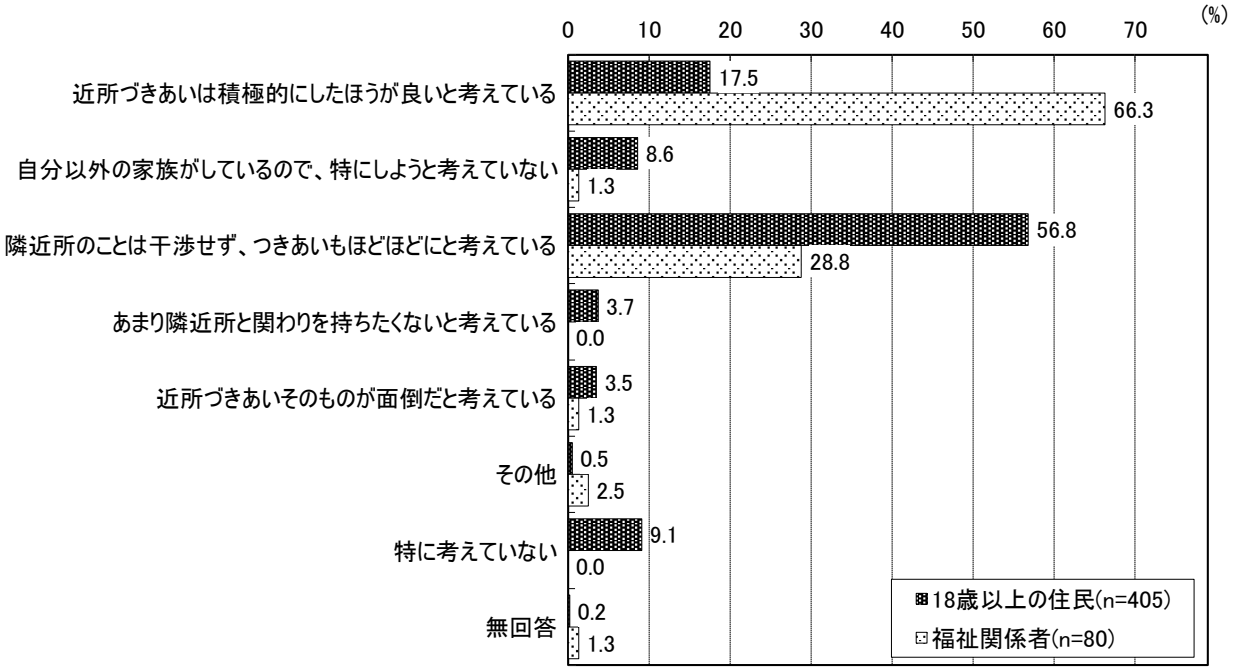

単位：%	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
近所づきあいは積極的にしたほうが良いと考えている	17.5	24.1	14.2	18.3	16.2	22.9	13.0
自分以外の家族がしているので、特にしようと考えていない	8.6	12.0	9.1	5.0	14.1	9.0	1.7
隣近所のことは干渉せず、つきあいもほどほどにと考えている	56.8	54.2	56.9	59.2	52.1	56.3	63.5
あまり隣近所と関わりを持ちたくないと考えている	3.7	3.6	3.6	4.2	5.6	1.4	3.5
近所づきあいそのものが面倒だと考えている	3.5	3.6	5.6	0.0	2.8	1.4	7.0
その他	0.5	0.0	0.5	0.8	0.0	1.4	0.0
特に考えていない	9.1	2.4	10.2	12.5	9.2	7.6	11.3
無回答	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑤ 地区会への加入状況

地区会（自治会）に「加入している」と答える人が71.1％を占めています。

属性別にみると、年齢が高くなるほど「加入している」と答える人が増え、「住んでいるところに地区会があるかどうかがわからない」と答える人は18～39歳やりんくうポート地区で多くみられます。

◆あなたのご家庭は、お住まいの地区会（自治会）に加入していますか。

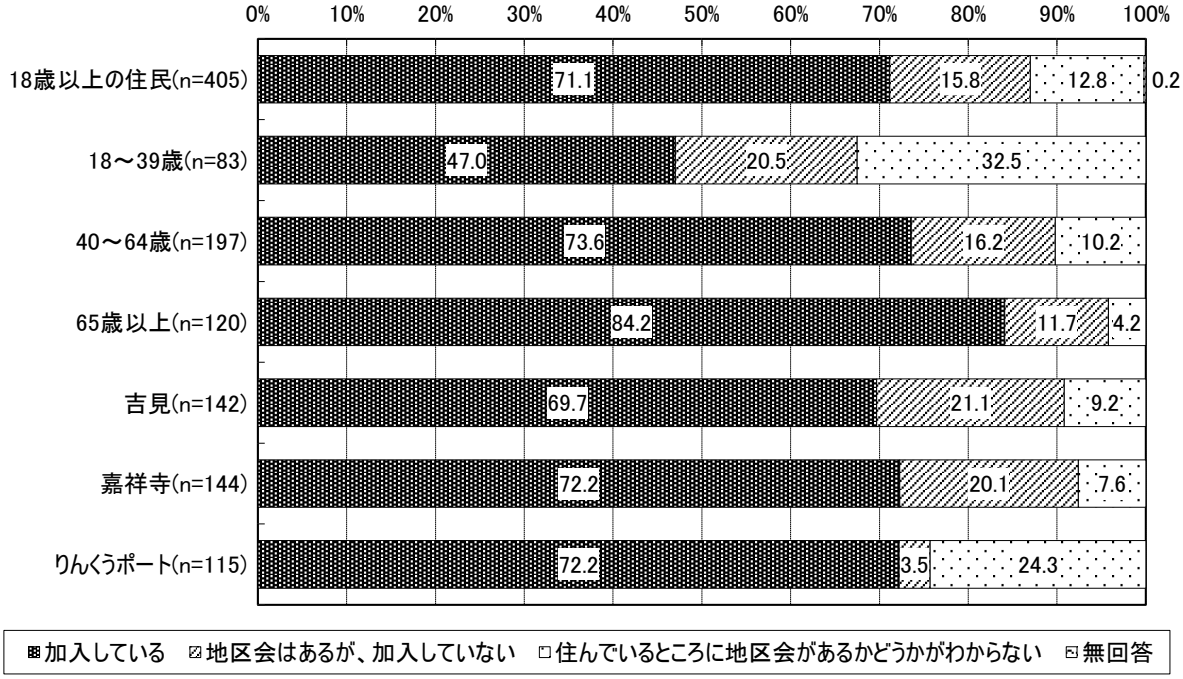

⑥ 居住地域についての考え方

居住地域の環境について「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合を合計すると、住民では「①「自分のまち」として地域に愛着を感じる」が76.3%、「②互いにあいさつを交わすなど近隣関係が良好だ」が73.6%、「⑪健康づくりや福祉に関する情報が得やすい」が52.1%、「⑬公共施設や交通機関などが高齢者や障害のある人などの利用に配慮されている」が41.5%の順となっています。

前回調査と比べると、「⑥住民同士の交流や地域活動を行うための施設などが充実している」と答える人が増える一方、「③住民による交流が活発だ」「⑦ひとり暮らしの人など、支援を必要とする方への地域の見守りや関心が強い」「⑫困ったときに身近な場所で相談がしやすい」などで割合が低下しています。

◆お住まいの地域の環境についてどのようにお考えですか。

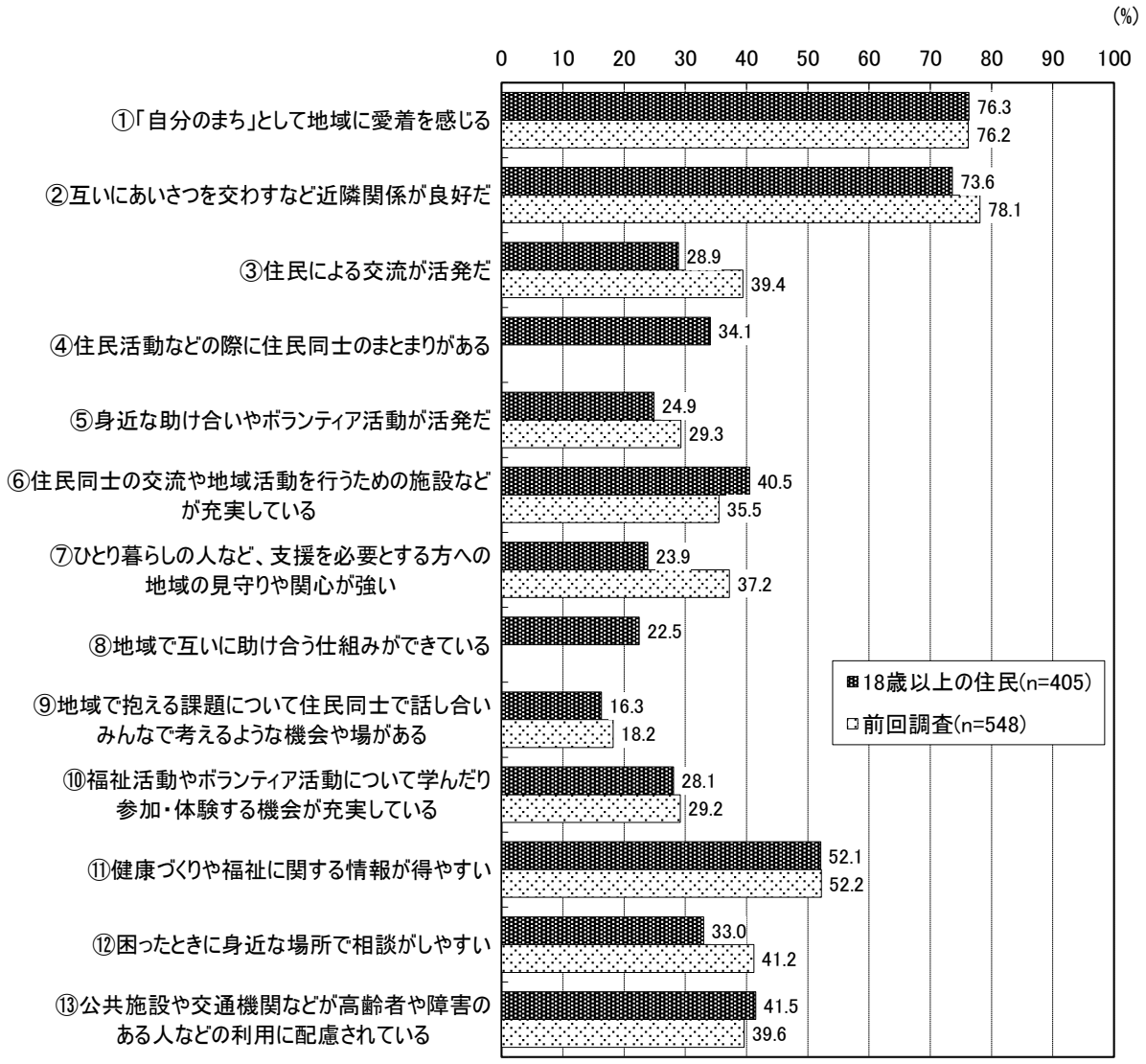

※「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の合計　前回調査は類似の内容の項目を含む

福祉関係者では、「①「自分のまち」として地域に愛着を感じる」が96.3%、「②互いにあいさつを交わすなど近隣関係が良好だ」が91.3%、「⑪健康づくりや福祉に関する情報が得やすい」が78.8%、「⑦ひとり暮らしの人など、支援を必要とする方への地域の見守りや関心が強い」が75.0%、「⑫困ったときに身近な場所で相談がしやすい」が70.1%、「⑩福祉活動やボランティア活動について学んだり参加・体験する機会が充実している」が68.8%、「③住民による交流が活発だ」が60.1%、「⑥住民同士の交流や地域活動を行うための施設などが充実している」が58.8%、「④住民活動などの際に住民同士のまとまりがある」が56.3%、「⑬公共施設や交通機関などが高齢者や障害のある人などの利用に配慮されている」が55.1%の順となっています。

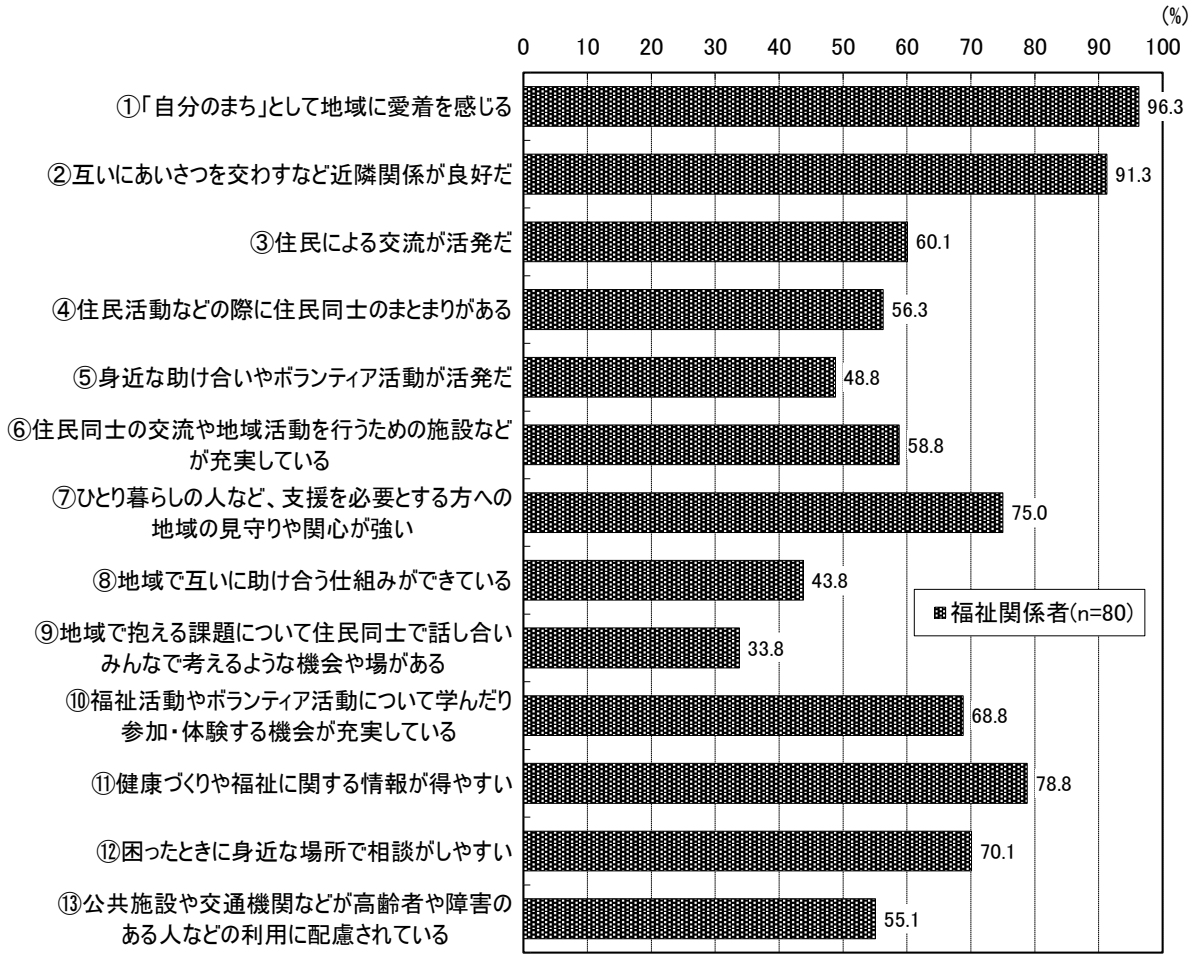

※「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の合計

⑦ 田尻町に住んで良かったこと

住民では、「治安が良いこと」が51.9%と最も多く、次いで「海のみえる景観や自然が豊かなこと」が49.6%、「交通・買い物など生活に便利なこと」が41.7%、「長く住んでいて愛着があること」が33.1%、「子育て支援が充実していること」が29.9%、「通勤・通学に便利なこと」が28.6%の順となっています。

福祉関係者では、「交通・買い物など生活に便利なこと」が55.0%と最も多く、次いで「治安が良いこと」が53.8%、「海のみえる景観や自然が豊かなこと」と「長く住んでいて愛着があること」がそれぞれ51.3%、「子育て支援が充実していること」が41.3%、「福祉施策が充実していること」が40.0%の順となっています。

◆田尻町に住んで良かったと思うことは何ですか。

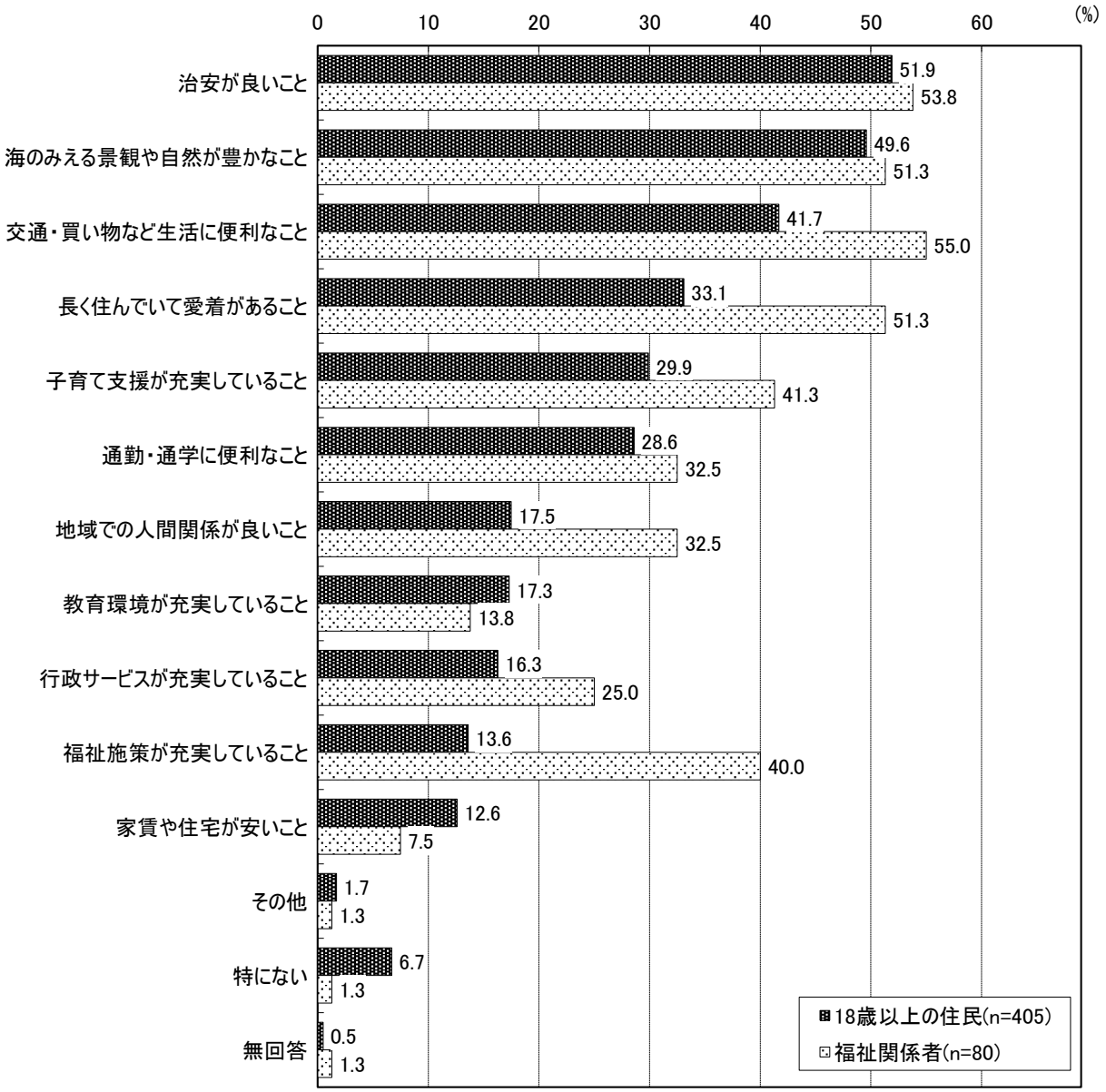

住民の属性別にみると、「子育て支援が充実していること」や「通勤・通学に便利なこと」は年齢が若いほど、「長く住んでいて愛着があること」は年齢が高いほど多くみられます。

単位：％	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
交通・買い物など生活に便利なこと	41.7	45.8	43.1	36.7	31.0	53.5	41.7
通勤・通学に便利なこと	28.6	39.8	32.0	16.7	34.5	29.2	21.7
海のみえる景観や自然が豊かなこと	49.6	56.6	47.7	48.3	39.4	58.3	52.2
家賃や住宅が安いこと	12.6	14.5	11.2	13.3	7.7	6.3	27.0
治安が良いこと	51.9	44.6	54.8	53.3	54.9	59.0	40.0
地域での人間関係が良いこと	17.5	21.7	18.3	14.2	17.6	23.6	9.6
教育環境が充実していること	17.3	25.3	18.8	10.0	16.9	19.4	15.7
福祉施策が充実していること	13.6	9.6	13.7	16.7	14.8	11.8	13.9
子育て支援が充実していること	29.9	49.4	34.0	10.8	23.9	35.4	31.3
行政サービスが充実していること	16.3	15.7	20.8	10.0	13.4	14.6	22.6
長く住んでいて愛着があること	33.1	20.5	27.9	50.8	38.0	39.6	18.3
その他	1.7	1.2	2.5	0.8	0.0	3.5	1.7
特にない	6.7	3.6	6.1	7.5	4.9	2.8	12.2
無回答	0.5	0.0	0.5	0.8	0.7	0.0	0.9

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑧ 近所づきあいを通じて「手助けをしてほしい」と思うこと

「特にない」と無回答を除いて、住民の51.8%が何らかの内容で手助けしてほしいと答えており、内容別には「災害時の避難」が34.6%、「高齢者の見守り・声かけ」が16.5%、「子どもの見守り」が15.6%、「緊急時の看病」が10.6%などとなっています。

属性別にみると、18～39歳で「災害時の避難」や「子どもの見守り」をあげる人が多くみられます。

◆ご近所とのおつきあいのなかで、あなたが「手助けをしてほしい」と思うことがありますか。

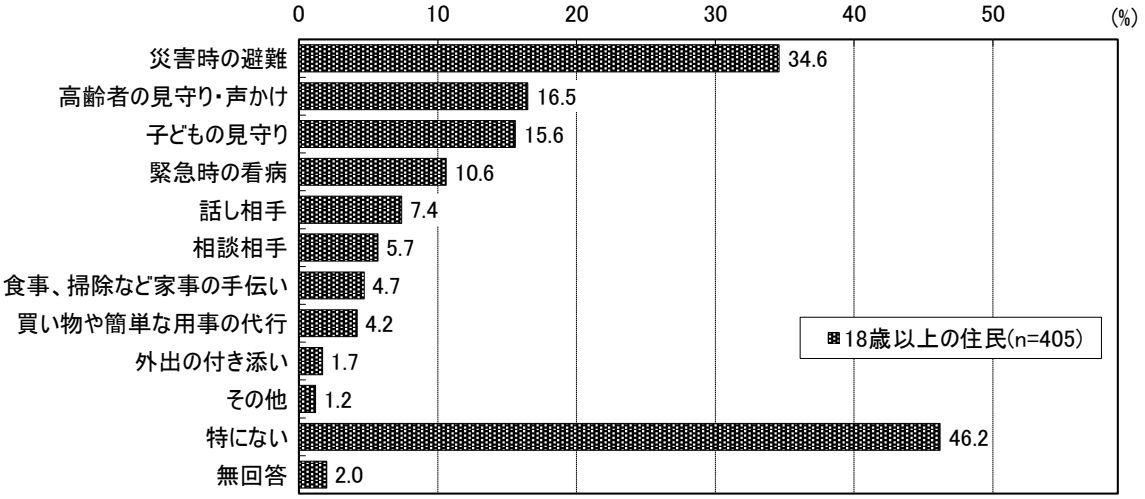

単位：%	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
話し相手	7.4	9.6	4.1	11.7	7.7	4.9	10.4
相談相手	5.7	7.2	5.1	5.0	3.5	6.3	7.0
外出の付き添い	1.7	1.2	2.0	0.8	2.1	0.7	1.7
買い物や簡単な用事の代行	4.2	4.8	3.6	4.2	1.4	4.9	6.1
子どもの見守り	15.6	33.7	15.2	3.3	10.6	21.5	14.8
高齢者の見守り・声かけ	16.5	18.1	14.7	17.5	16.2	20.8	11.3
食事、掃除など家事の手伝い	4.7	4.8	3.6	5.8	1.4	4.9	7.8
緊急時の看病	10.6	6.0	12.2	10.8	7.0	11.1	13.9
災害時の避難	34.6	45.8	34.0	27.5	31.0	36.8	36.5
その他	1.2	0.0	1.5	0.8	1.4	1.4	0.9
特にない	46.2	36.1	46.2	53.3	55.6	38.2	43.5
無回答	2.0	1.2	1.5	3.3	1.4	3.5	0.9

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑨ 回答者自身ができそうなこと、やってみたいこと

「特にない」と無回答を除いて、住民の69.6%が何らかの内容をやってみたいと答えており、内容別には「福祉への関心を持つ」が26.4%、「子どもの見守り」が25.2%、「災害時の避難」が21.5%、「高齢者の見守り・声かけ」が18.8%などとなっています。

◆地域で暮らす人々が安全・安心に暮らせるように、あなた自身ができそうなこと、やってみたいと思うことがありますか。

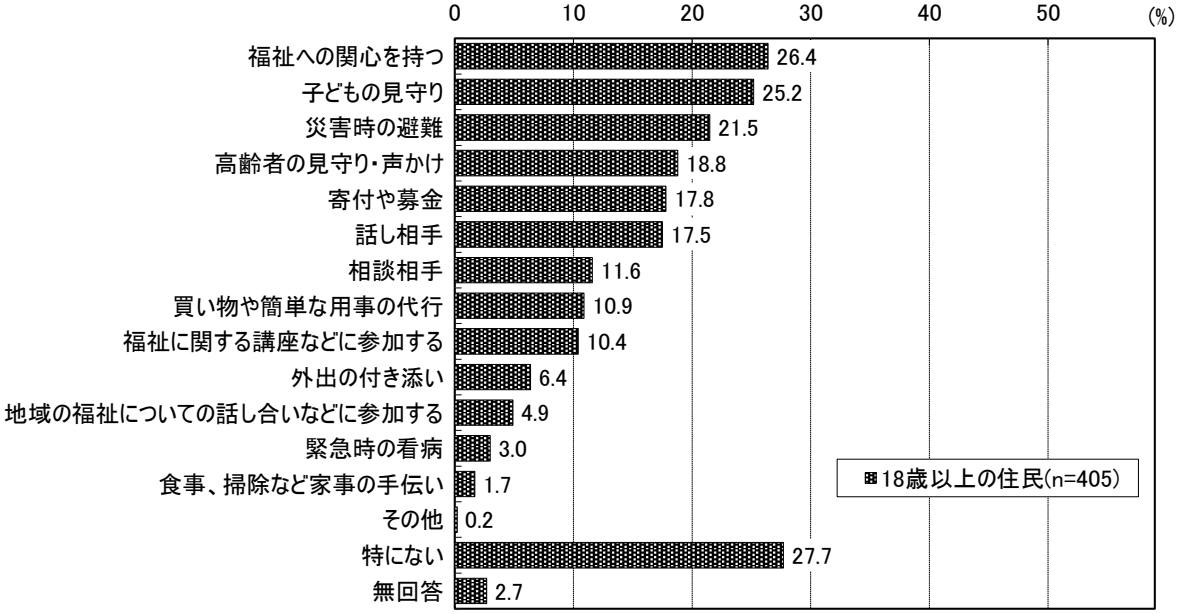

単位：%	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
話し相手	17.5	16.9	17.8	17.5	15.5	17.4	20.9
相談相手	11.6	12.0	12.2	10.0	12.0	11.8	11.3
外出の付き添い	6.4	7.2	7.6	4.2	3.5	6.9	9.6
買い物や簡単な用事の代行	10.9	8.4	16.2	4.2	11.3	12.5	8.7
子どもの見守り	25.2	37.3	29.4	10.0	23.9	27.8	24.3
高齢者の見守り・声かけ	18.8	26.5	19.8	11.7	19.0	20.8	15.7
食事、掃除など家事の手伝い	1.7	3.6	2.0	0.0	1.4	2.1	1.7
緊急時の看病	3.0	2.4	4.6	0.8	2.1	4.2	2.6
災害時の避難	21.5	22.9	24.9	15.8	23.9	20.8	20.0
寄付や募金	17.8	21.7	19.3	12.5	18.3	18.1	17.4
福祉への関心を持つ	26.4	34.9	28.9	16.7	26.1	26.4	27.8
福祉に関する講座などに参加する	10.4	7.2	15.2	5.0	7.7	11.1	13.0
地域の福祉についての話し合いなどに参加する	4.9	4.8	6.6	2.5	4.9	4.2	6.1
その他	0.2	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	0.0
特にない	27.7	21.7	23.4	39.2	31.0	23.6	27.0
無回答	2.7	2.4	0.5	5.8	2.8	4.2	0.9

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑩ 日常生活での悩みや不安

「健康のこと」が42.0％と最も多く、次いで「老後の暮らしに関すること」が36.8％、「災害への備えや避難に関すること」が30.9％、「収入が少ないこと（生活費の負担が大きいこと）」が23.0％、「介護や看護、介助のこと」が19.3％、「子どもの教育や将来のこと」が17.5％の順となっています。

◆日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

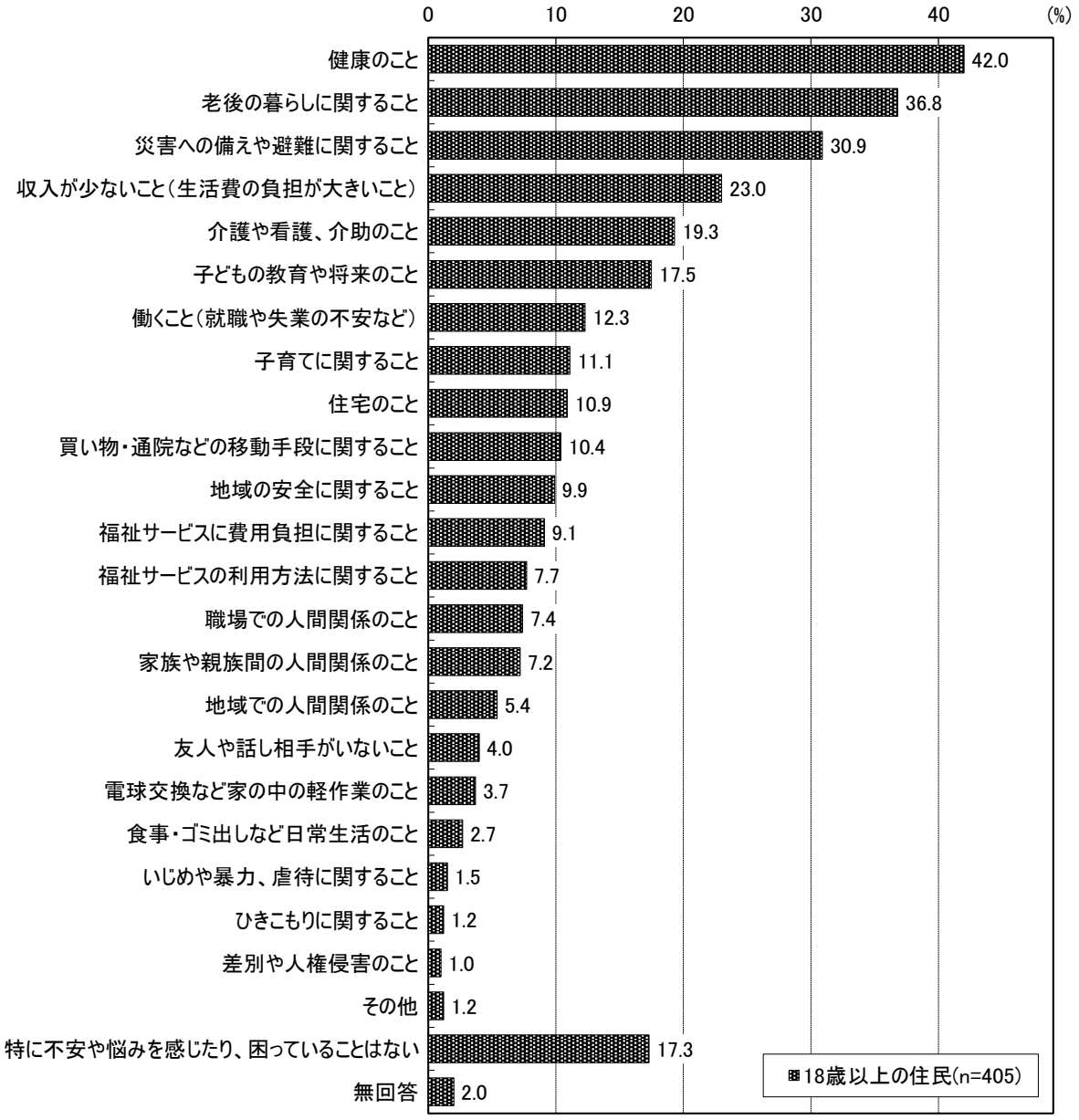

属性別にみると、「健康のこと」は65歳以上やりんくうポート地区で、「老後の暮らしに関すること」は65歳以上で、「災害への備えや避難に関すること」は嘉祥寺地区で、「収入が少ないこと」は65歳以上で、「子どもの教育や将来のこと」は18～39歳、40～64歳やりんくうポート地区で、「子育てに関すること」や「働くこと」は18～39歳でそれぞれ多くみられます。

単位：%	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
健康のこと	42.0	25.3	41.1	55.0	42.3	36.1	48.7
介護や看護、介助のこと	19.3	2.4	24.4	22.5	21.1	16.7	20.0
老後の暮らしに関すること	36.8	9.6	40.1	50.8	39.4	30.6	41.7
子育てに関すること	11.1	22.9	12.7	0.0	9.2	11.8	13.0
子どもの教育や将来のこと	17.5	24.1	25.4	0.8	15.5	16.0	22.6
家族や親族間の人間関係のこと	7.2	8.4	8.1	4.2	4.9	7.6	8.7
職場での人間関係のこと	7.4	10.8	9.1	2.5	9.9	5.6	7.0
地域での人間関係のこと	5.4	3.6	5.1	6.7	6.3	4.9	4.3
ひきこもりに関すること	1.2	0.0	2.0	0.8	0.0	1.4	2.6
働くこと	12.3	20.5	13.7	5.0	10.6	12.5	14.8
収入が少ないこと	23.0	20.5	17.8	32.5	26.1	16.7	27.0
買い物・通院などの移動手段に関すること	10.4	8.4	8.6	14.2	7.0	9.7	13.9
住宅のこと	10.9	8.4	13.2	9.2	12.0	6.3	15.7
電球交換など家の中の軽作業のこと	3.7	0.0	3.0	7.5	2.1	3.5	6.1
食事・ゴミ出しなど日常生活のこと	2.7	4.8	2.0	1.7	2.8	2.1	2.6
友人や話し相手がいないこと	4.0	3.6	2.5	5.8	2.1	2.8	7.0
いじめや暴力、虐待に関すること	1.5	1.2	1.5	1.7	1.4	1.4	1.7
差別や人権侵害のこと	1.0	0.0	0.5	1.7	0.7	0.7	0.9
福祉サービスの利用方法に関すること	7.7	0.0	6.6	14.2	7.0	6.9	7.8
福祉サービスに費用負担に関すること	9.1	1.2	8.6	15.0	9.2	8.3	9.6
地域の安全に関すること	9.9	9.6	12.7	5.0	10.6	12.5	5.2
災害への備えや避難に関すること	30.9	21.7	34.5	30.8	26.8	36.8	28.7
その他	1.2	1.2	1.5	0.8	1.4	0.7	1.7
特に不安や悩みを感じたり、困っていることはない	17.3	27.7	16.2	11.7	18.3	20.1	11.3
無回答	2.0	3.6	1.0	2.5	1.4	2.8	1.7

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑪ 悩みや不安の相談先

「友人・知人（近所の人以外）」が51.6％と最も多く、次いで「職場の同僚、上司」が20.5％、「医師や看護師」が12.8％、「ふれ愛センターや町役場・保健師」が6.9％、「近所の人」が6.4％の順となっています。

◆悩みや不安などがあるときに、家族や親戚以外のどんな人（場所）に相談をされていますか。

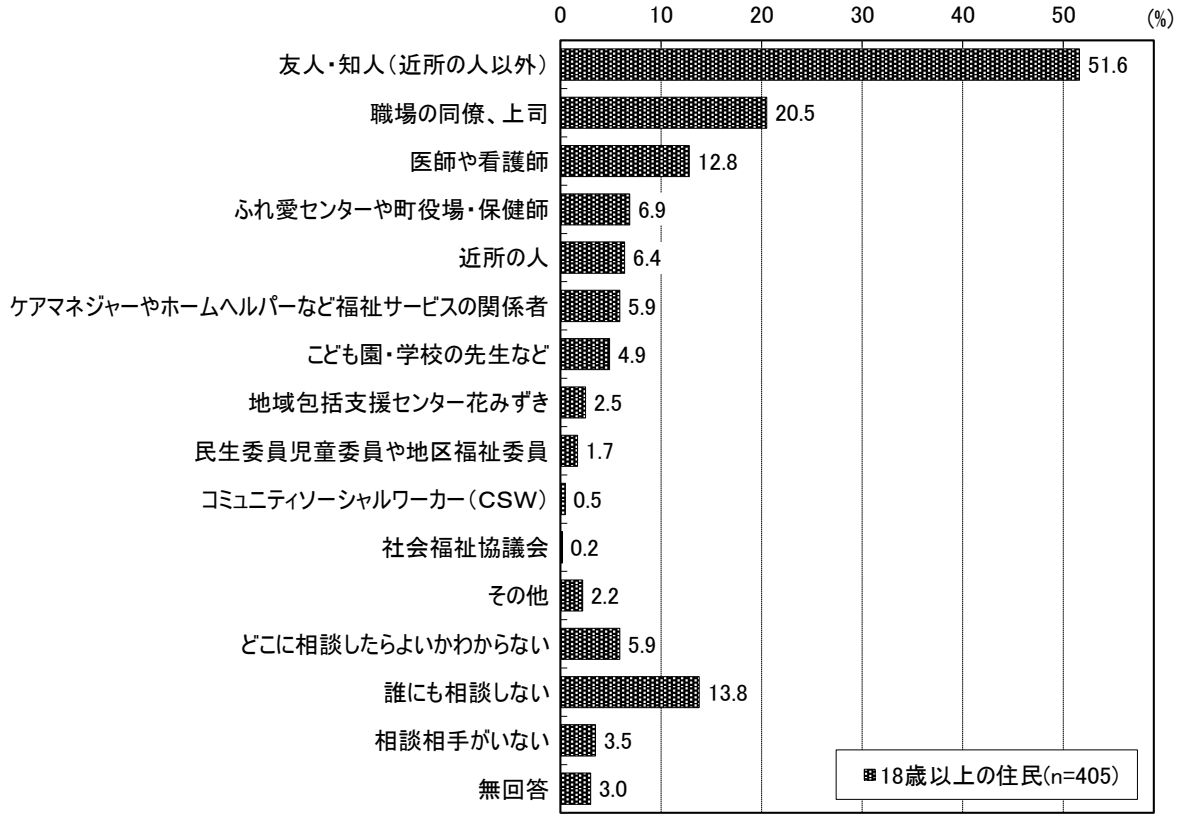

⑫ 福祉サービスに関する情報の入手状況

「あまり入手できていない」が34.8％、「ある程度入手できている」が27.4％、「必要がないので入手していない」が23.2％となっています。

◆福祉サービスに関する情報をどの程度入手できているとお考えですか。

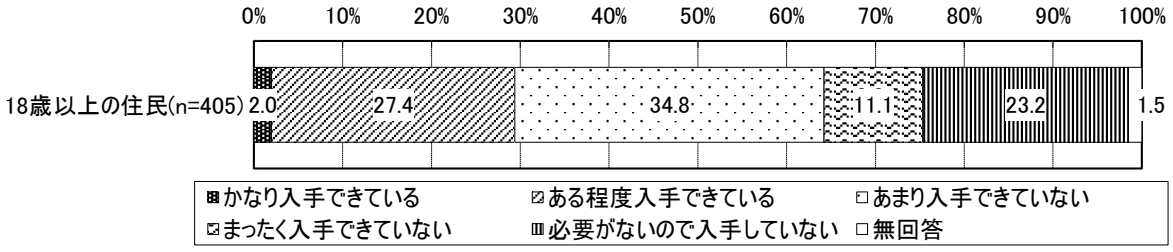

⑬ 必要な福祉サービスを受けられるために必要なこと

住民、福祉関係者とも「気軽に何でも相談できる体制づくり」が最も多く、次いで「いろいろな相談先の情報の提供」、「利用者がサービスを選ぶ際の相談・支援」の順となっています。

住民について前回調査と比べると、総じて割合が低下しています。

◆高齢者や障害のある人、子ども、子育てをしている人などが必要な福祉サービスを受けることができ、その権利が守られるようにするために、どのようなことが必要だと思われますか。

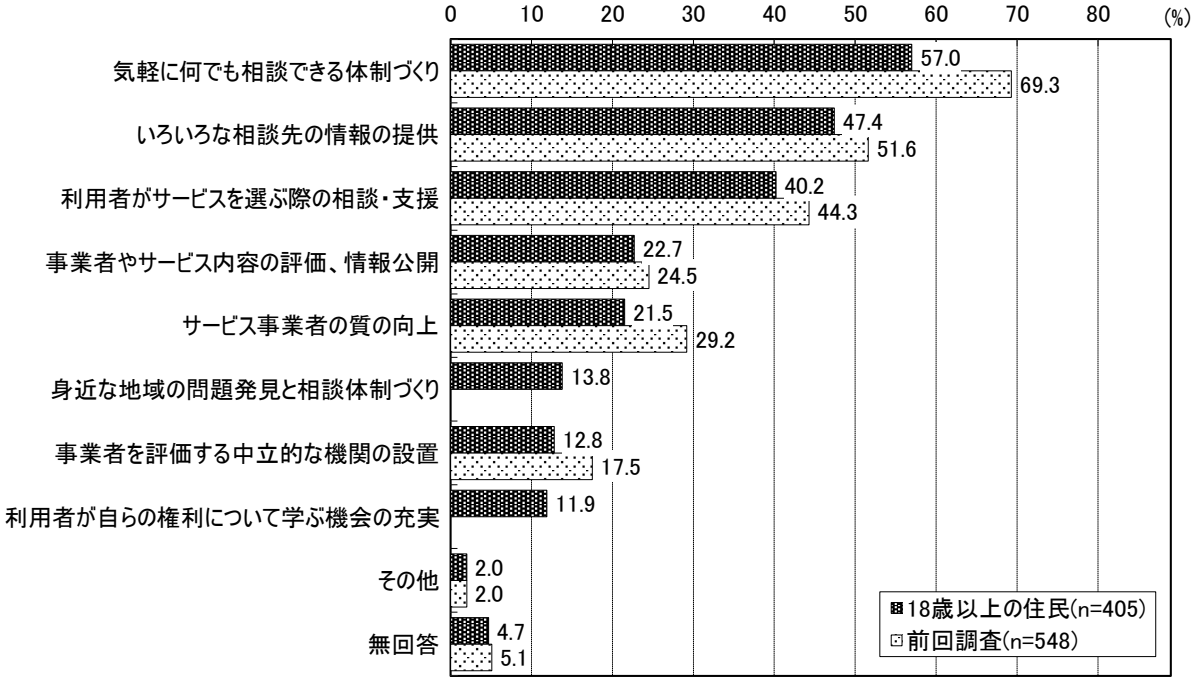

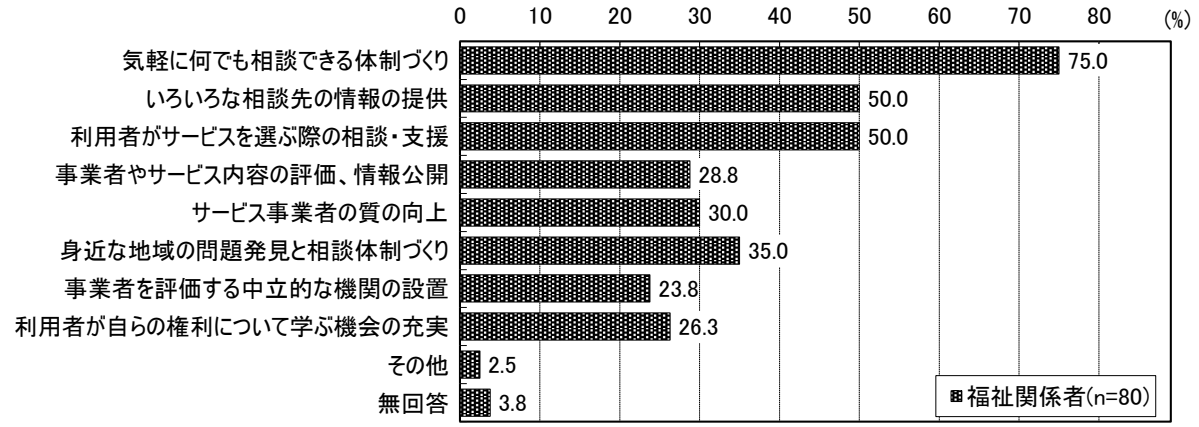

⑭ 生活に困窮している人に対して必要と思う支援内容

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が46.7％と最も多く、次いで「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」が38.0％、「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」が35.8％の順となっています。

前回調査と比べると、「離職により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し家賃相当分を支給する事業」「住居のない人に対し一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う事業」と答える人が増え、「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」と答える人が減っています。

◆経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になったとして、必要と思われる支援内容は、次のどれですか。

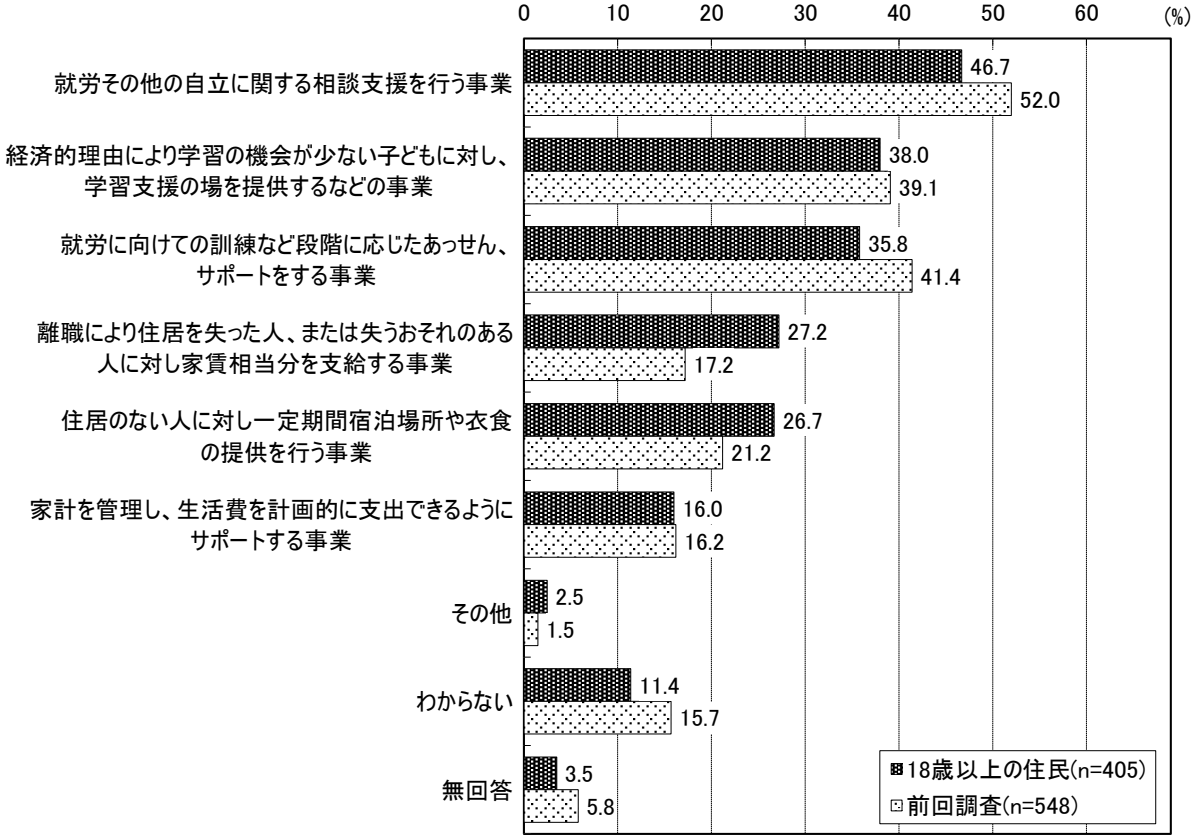

⑮ 成年後見制度の周知度と利用希望

「知っている」と答える人が27.9%、「聞いたことはある」が42.2%となっています。
「利用したい」と答える人は27.9%で、年齢が高くなるほど減っています。

◆「成年後見制度」について、どの程度知っていますか。

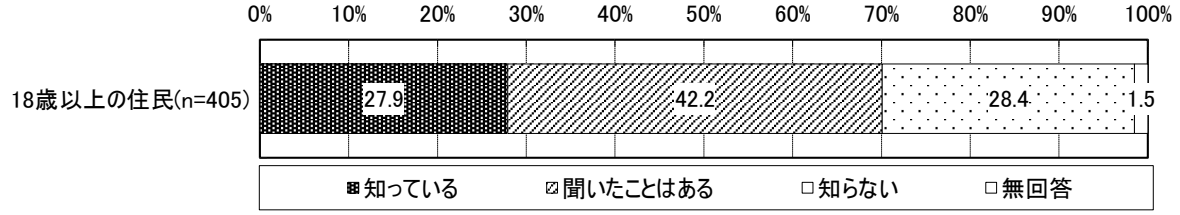

◆「成年後見制度」を利用したいと思いますか。

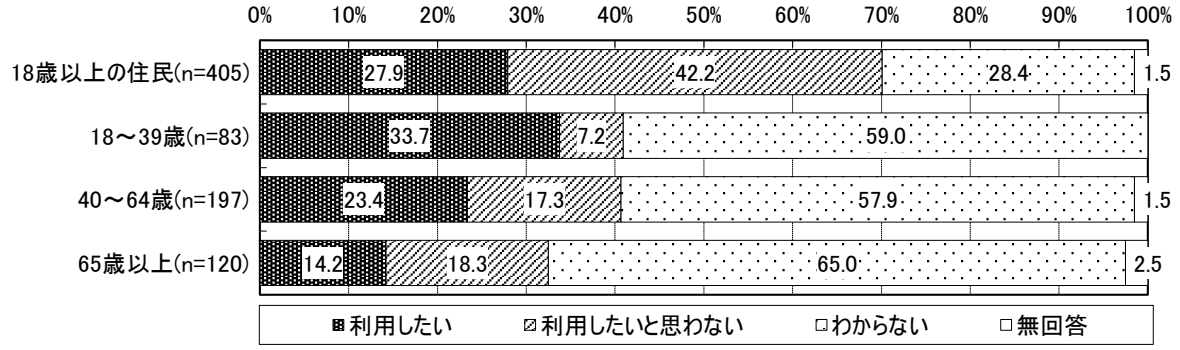

⑯ 福祉への関心

「ある程度関心がある」が52.6%、「とても関心がある」が9.4%と、合わせて62.0%の人が福祉への関心を持っています。

前回調査と比べると、福祉に関心があるという人はやや減っています。

◆福祉に関心をお持ちですか。

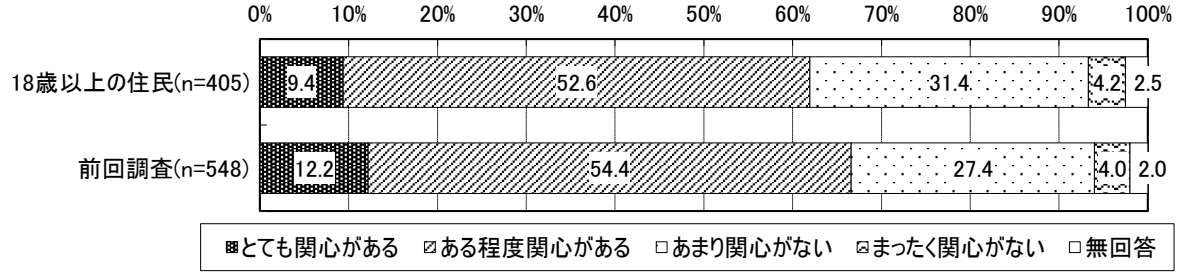

⑰ 住民の支えあい・助けあいの必要性

「ある程度必要だと思う」が72.8%、「とても必要だと思う」が17.8%と、合わせて90.6%の人が助けあい、支えあいが必要と答えています。

◆地域で暮らす住民どうしの自主的な支えあい、助けあいについてどのように思われますか。

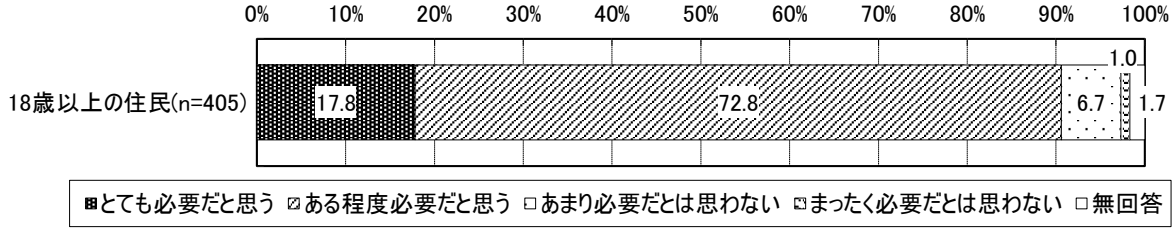

⑱ 見守り活動への参加意向

住民では、「自分自身は参加できないが、活動する人を応援したい」が66.4%を占めており、福祉関係者では「ときどき参加したい」が48.8%、「参加したい」が32.5%と、合わせて81.3%の人が参加意向を示しています。

前回調査と比べると、参加したいという人はやや減っています。

◆田尻町では、認知症の方が徘徊された際の高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク、子どもたちや地域を見まもる「たじり子どもの安全見まもり隊」など、住民の皆さんによる見守り活動がより活発になるように取り組んでいます。あなたは、今後、見守り活動に参加したいと思われますか。

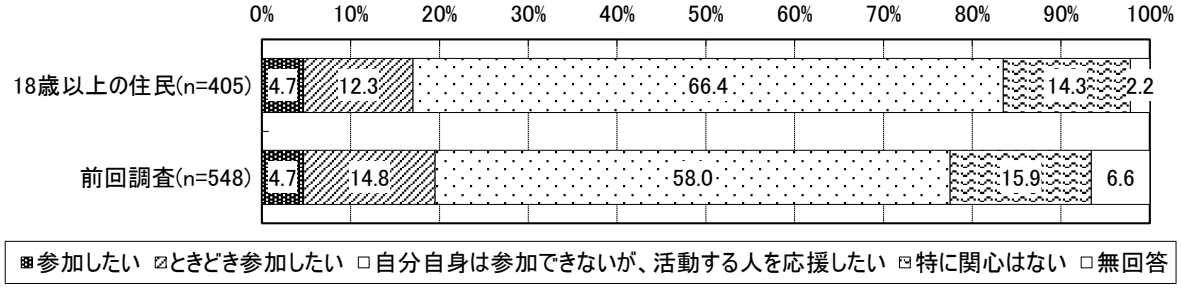

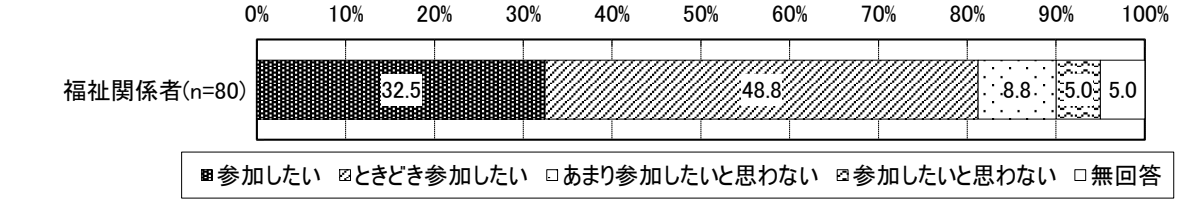

⑲ 福祉活動への参加意向

「特に参加したいものはない」と無回答を除いて、58.3%の回答者が何らかの活動への参加意向を示しており、内容別には「子どもの見守り」が18.3%、「健康づくりに関する活動」が16.0%、「文化・趣味のサークル」が14.6%、「地域の清掃・美化活動」が14.3%などとなっています。

属性別にみると、18～39歳で「子どもの見守り」「子どもの遊び相手」「子育て世帯への援助活動」と答える人が多くみられます。

◆現在参加されているものも含めて、今後参加したいと思われる福祉活動などがありますか。

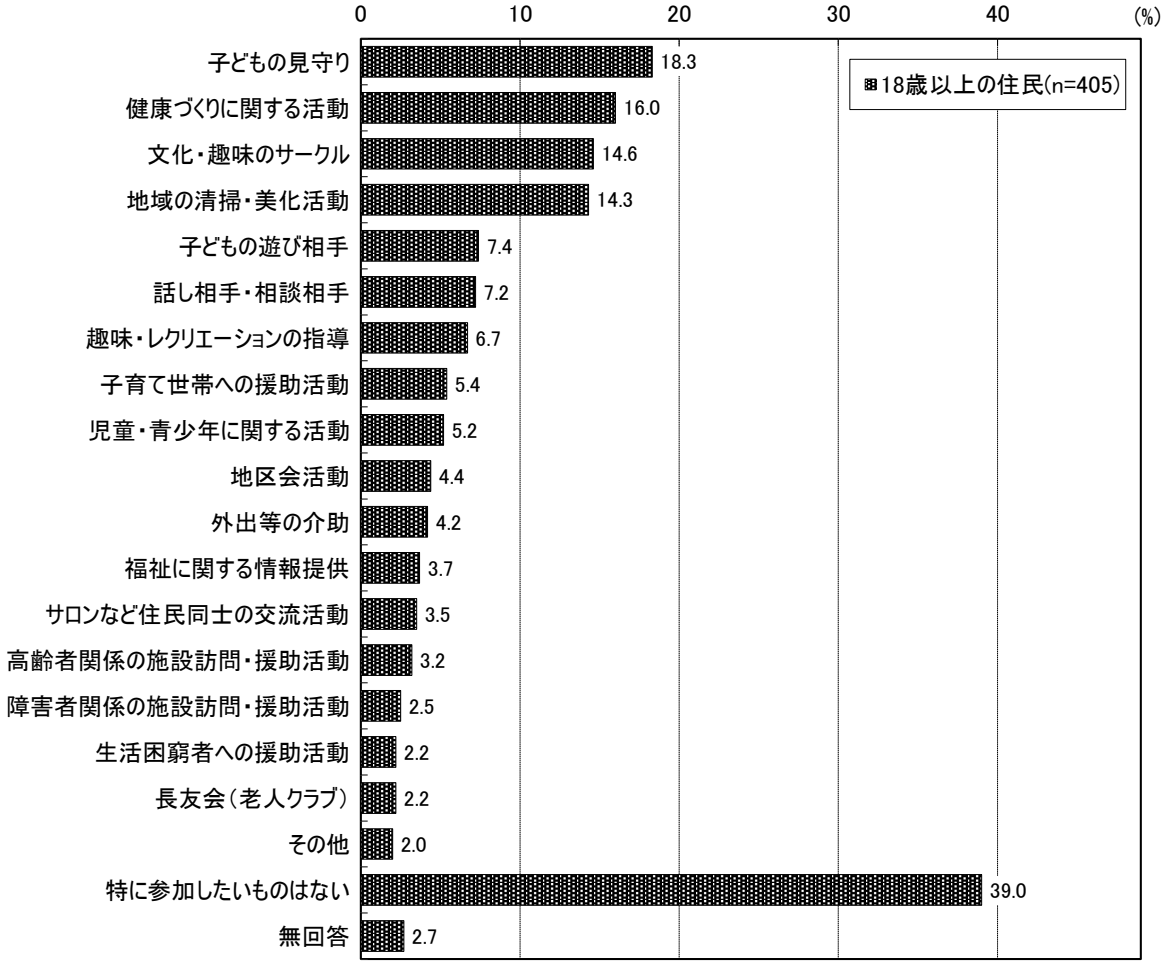

単位：％	全体 (n=405)	18～39歳 (n=83)	40～64歳 (n=197)	65歳以上 (n=120)	吉見 (n=142)	嘉祥寺 (n=144)	りんくうポート (n=115)
話し相手・相談相手	7.2	8.4	7.6	5.8	7.7	4.9	9.6
外出等の介助	4.2	3.6	5.6	2.5	4.2	4.9	3.5
子どもの遊び相手	7.4	19.3	5.6	1.7	7.7	8.3	6.1
趣味・レクリエーションの指導	6.7	8.4	7.1	5.0	7.0	6.3	7.0
サロンなど住民同士の交流活動	3.5	4.8	3.0	3.3	2.1	4.2	4.3
福祉に関する情報提供	3.7	2.4	5.1	2.5	4.2	4.2	2.6
高齢者関係の施設訪問・援助活動	3.2	6.0	3.0	1.7	4.2	2.1	3.5
障害者関係の施設訪問・援助活動	2.5	2.4	3.0	1.7	2.8	2.8	1.7
生活困窮者への援助活動	2.2	1.2	3.0	1.7	4.2	0.7	1.7
子育て世帯への援助活動	5.4	12.0	4.6	1.7	8.5	5.6	1.7
児童・青少年に関する活動	5.2	8.4	6.6	0.8	4.9	8.3	1.7
子どもの見守り	18.3	26.5	20.3	9.2	16.2	17.4	21.7
地区会活動	4.4	1.2	5.1	5.0	6.3	4.9	1.7
地域の清掃・美化活動	14.3	16.9	13.2	15.0	17.6	13.9	11.3
健康づくりに関する活動	16.0	7.2	19.3	17.5	19.0	15.3	13.9
長友会（老人クラブ）	2.2	0.0	0.5	5.8	1.4	2.8	1.7
文化・趣味のサークル	14.6	12.0	15.7	15.0	13.4	11.8	19.1
その他	2.0	2.4	2.0	1.7	0.7	1.4	4.3
特に参加したいものはない	39.0	38.6	37.1	42.5	42.3	36.8	36.5
無回答	2.7	1.2	2.0	5.0	2.1	4.2	1.7

※濃い網かけは全体構成比より10ポイント以上、薄い網かけは５ポイント以上高いもの

⑳ 福祉活動等に参加しやすくなる条件

「自分が健康であること」が62.5％と最も多く、次いで「家族に世話の必要な、病人や子ども等がいないこと」が24.0％、「わずかな時間（２～３時間）でできること」が20.2％、「誰にでも簡単にできること」が19.5％、「共に活動する仲間や友人がいること」が18.5％などとなっています。

前回調査と比べると、「自分が健康であること」と答える人が増えています。

◆どのような条件が整えば、福祉活動などに参加しやすくなると思いますか。

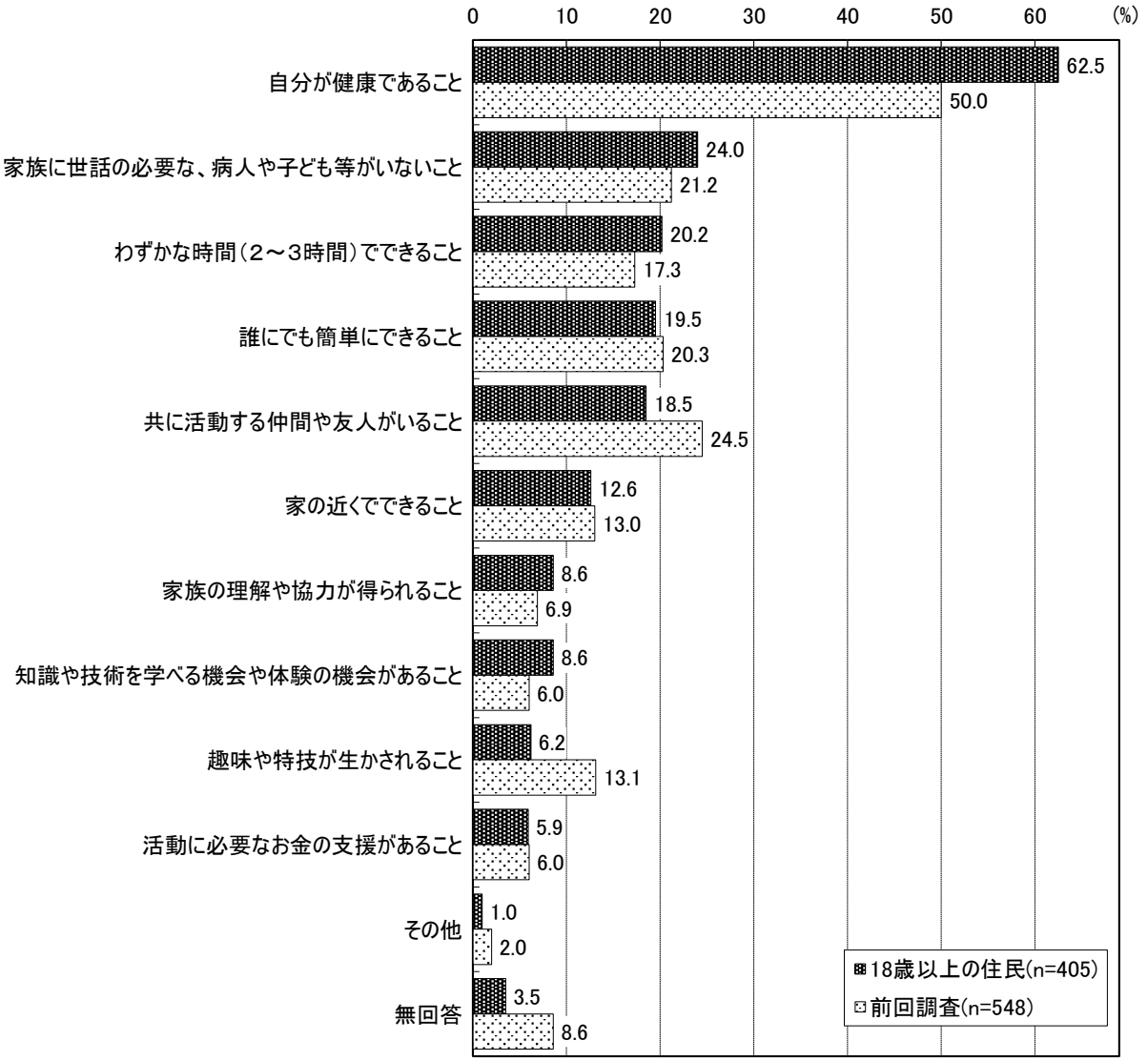

※前回調査：時間や収入にゆとりがあること 58.4％

㉑ 福祉関係者の活動状況

「福祉に関する団体やＮＰＯ、ボランティア等の活動をしている」が26.3%、「福祉の仕事をしている」と「地区福祉委員など小地域ネットワーク活動に支援者として参加している」がそれぞれ25.0%、「民生委員児童委員をしている」が21.3%となっています。

◆あなたと福祉との関わりは、次のどれにあてはまりますか。

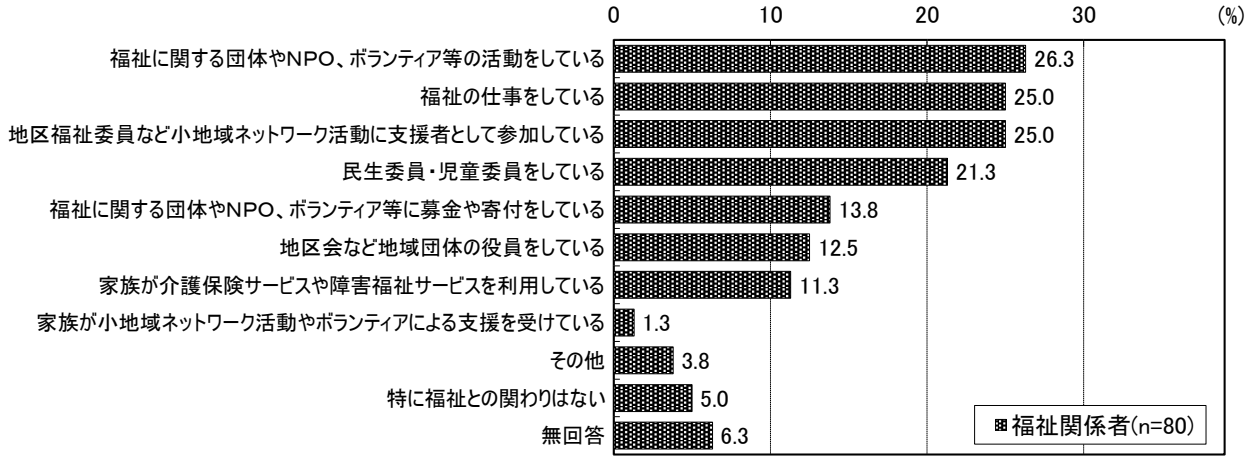

現在取り組んでいる活動は、「子どもの見守り」が60.8%と最も多く、次いで「健康づくりに関する活動」が39.2%、「文化・趣味のサークル」が29.4%、「話し相手・相談相手」が27.5%、「地区会活動」が25.5%、「地域の清掃・美化活動」が23.5%などとなっています。

◆現在取り組んでいる活動は何ですか。

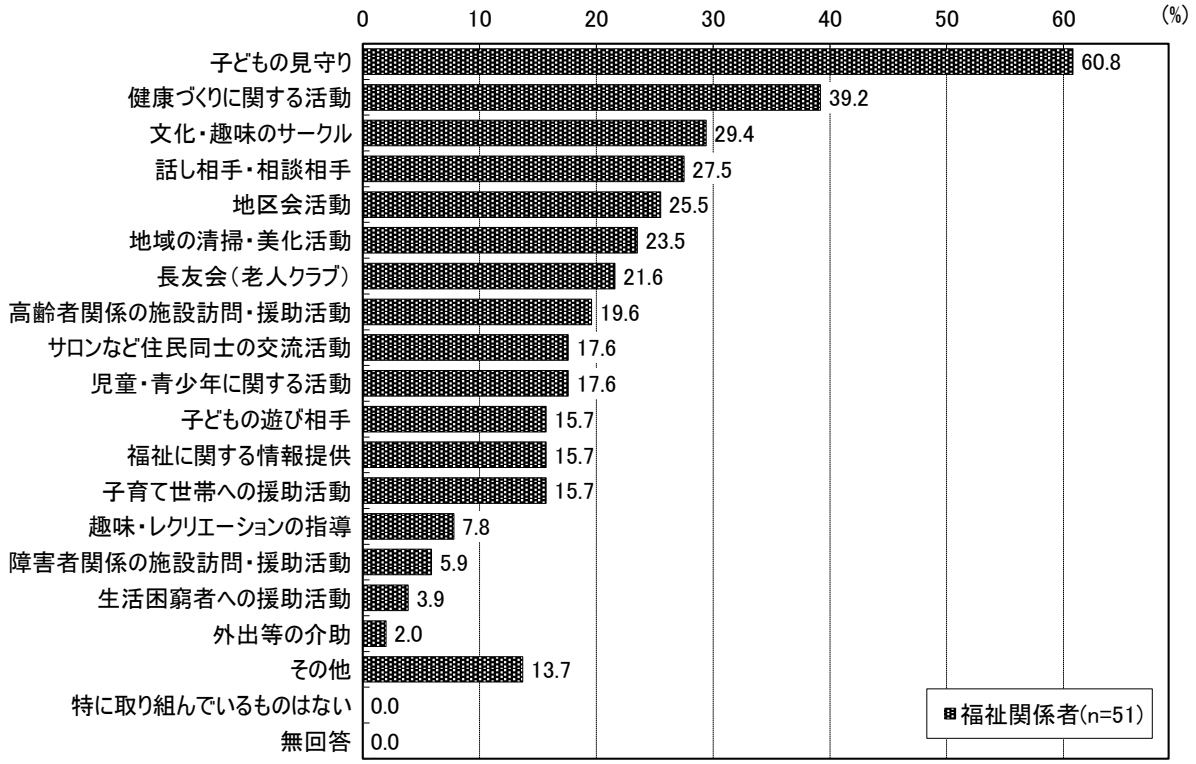

㉒ 活動をしていて困っていること

「活動メンバーが高齢化している」が54.9％と最も多く、次いで「時間的な負担が大きい」が29.4％、「体力的な負担が大きい」と「一緒に活動するメンバーが少ない」がそれぞれ23.5％などとなっています。

◆活動をしていて困っていることは何ですか。

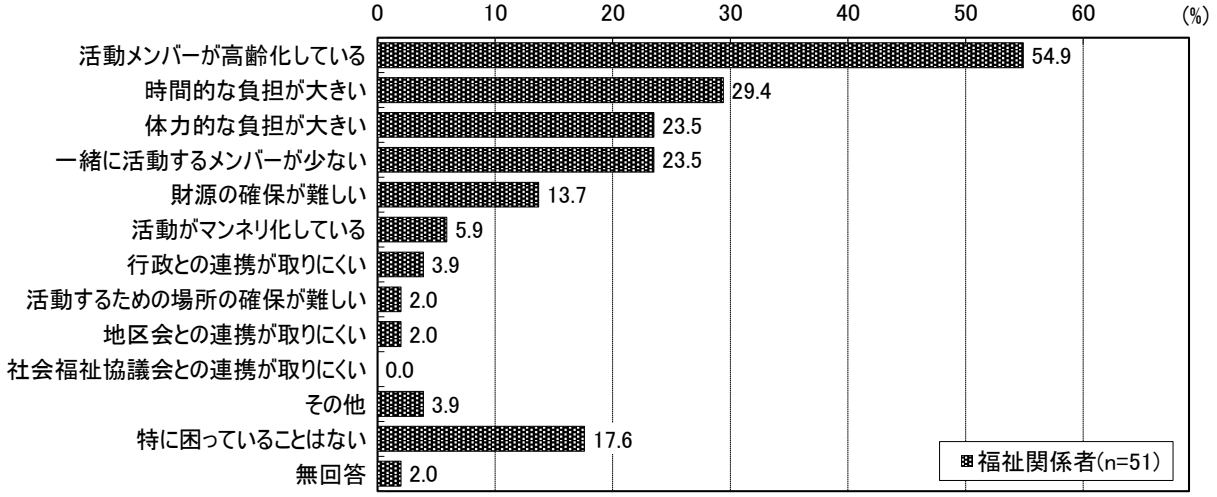

㉓ 福祉活動を行う立場から必要とする支援

「活動の担い手となる人材育成」が62.5％と最も多く、次いで「広く住民に対する地域福祉の啓発」が37.5％、「地域の福祉・介護サービス事業所と交流や連携できるような支援」が35.0％、「活動費などの経済的な支援」が32.5％などとなっています。

◆福祉活動等を行う立場から、地域福祉推進のために必要とされる支援がありますか。

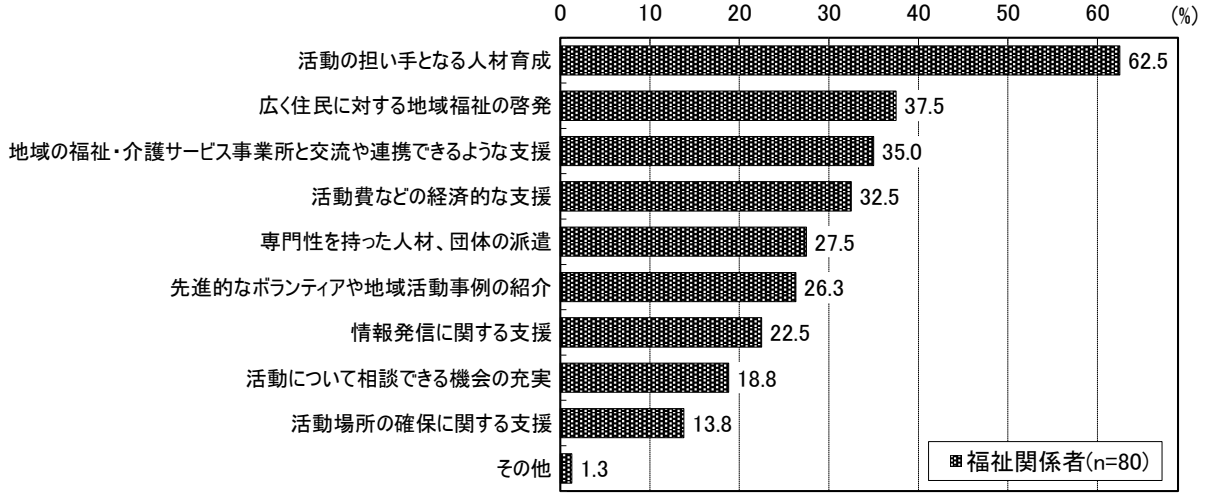

㉔ 地域で助けあい支え合うために大切だと思うこと

住民では、「誰もが暮らしやすい生活環境づくり」が59.0%と最も多く、次いで「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が57.3%、「学校や社会教育の場での福祉教育の充実」が23.2%となっています。

前回調査と比べても大きな差異はありません。

◆身近な地域で住民が助けあい支えあうために、どのようなことが大切だと思われますか。

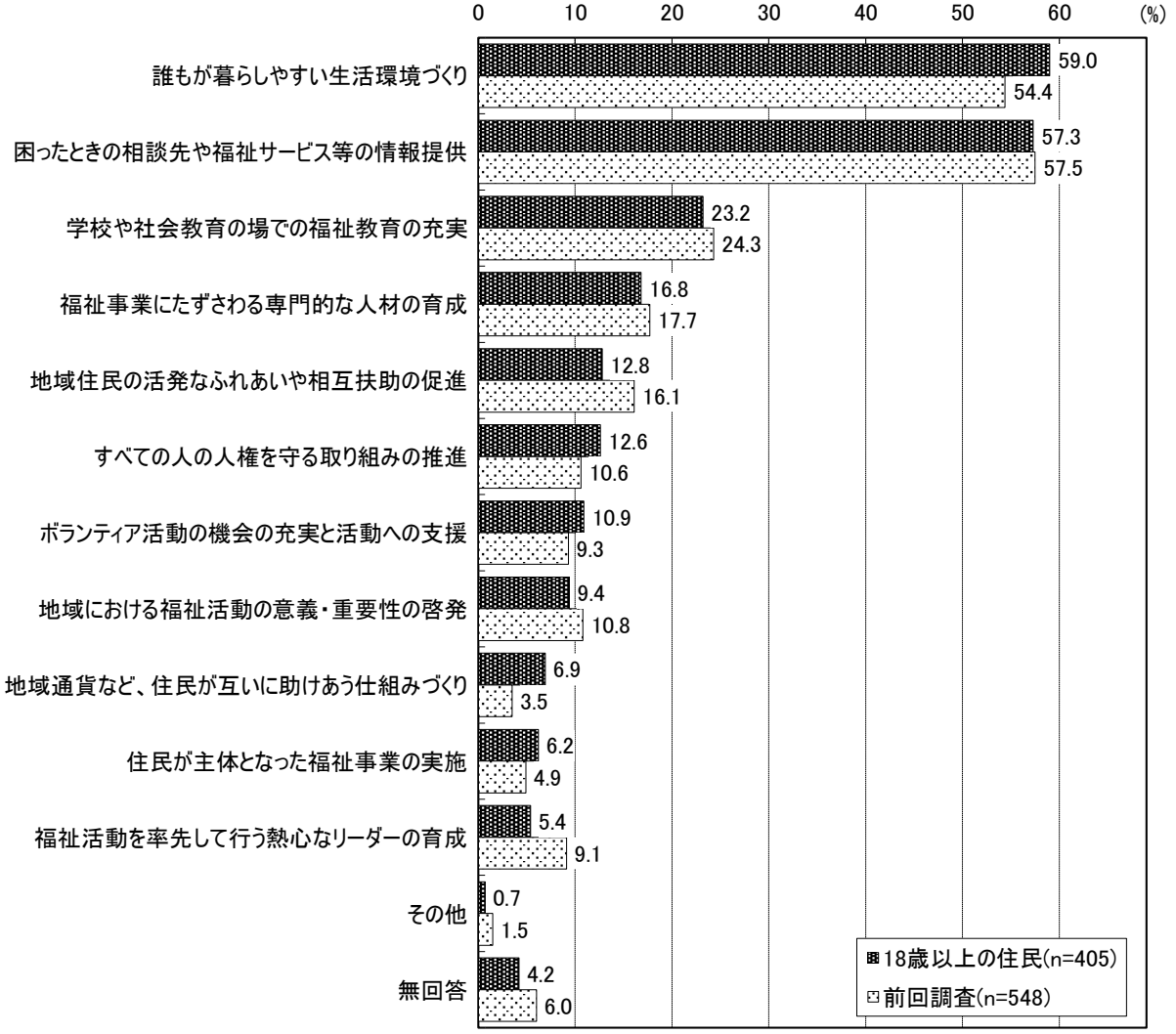

福祉関係者では、「困ったときの相談先や福祉サービス等の情報提供」が61.3％と最も多く、次いで「誰もが暮らしやすい生活環境づくり」が40.0％、「ボランティア活動の機会の充実と活動への支援」が33.8％、「地域住民の活発なふれあいや相互扶助の促進」が27.5％、「学校や社会教育の場での福祉教育の充実」が21.3％の順となっています。

◆身近な地域で住民が助けあい支えあうために、どのようなことが大切だと思われますか。

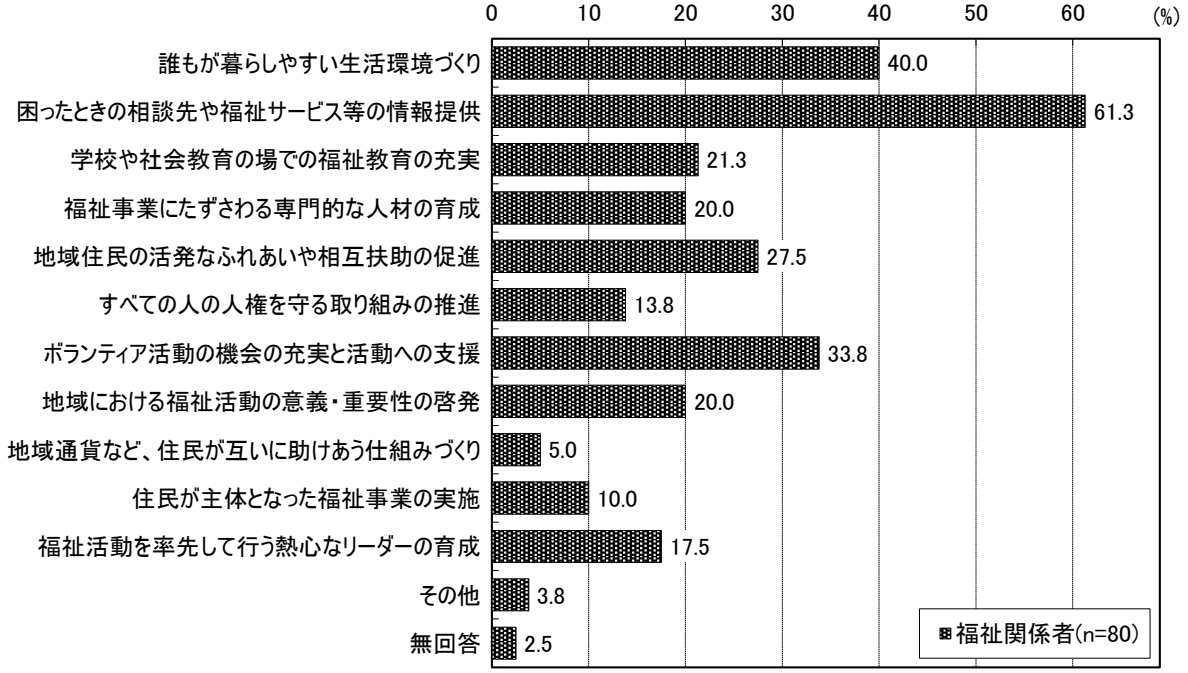

３　ワークショップの実施結果

計画の策定に向けて、本町と社会福祉協議会の共催により「災害時に備えた地域づくり」をテーマとするワークショップを令和６(2024)年12月に開催しました。

主な協議内容は次の通りです。

１日目（12月９日）

ワークショップの目的と概要説明

事務局が地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけを説明し、住民主体の地域福祉活動の推進を目的とすることを共有する。

基調講演

ファシリテーター（大阪大学大学院　渥美公秀教授）が過去の災害支援経験をもとに、避難所運営や地域連携の重要性について講演を行いました。

グループワーク

要支援者の把握方法や避難所としての施設利用について具体的に意見交換を行い、その後、自治会加入率の課題や地域コミュニティ形成の重要性について議論しました。

課題	○個人情報保護の観点から要援護者の把握が難しい ○自治会や民生委員などの安否確認も万全ではない ○障害児は避難所生活が難しく不安 ○公共施設に津波高の表示必要、アンダーパスの危険表示 ○自治会の加入率低下 ○外国人が多くなっている　など
提案	○町内の福祉施設、グループホーム、お寺などへの協力依頼 ○災害時は国際交流センターとの協力が得られる協定づくり ○自治会も行事やイベントなどの回数を増やしてＰＲに努める ○自治会に加入しなくても行事やイベント参加で良いのでは ○ＭＣＣ（メンズクッキング倶楽部）の有効活用、コラボなどが考えられる

２日目（12月10日）

基調講演

ファシリテーターが阪神淡路大震災の経験から、住民による救助活動の重要性について講演を行いました。3万5000人の被災者のうち、多くが住民によって救助されたことを強調した説明により、共助の大切さや日頃から地域のつながりづくりの必要性を再確認しました。

グループワーク

高齢者、障害者、外国人を含めた包括的な防災活動の必要性について議論。祭りやイベントを通じた地域コミュニティの強化が提案されました。

課題	○要援護プランの緊急連絡者・介助人２名の要件が厳しい ○自治会や関係団体との連携や情報共有が不十分 ○仕事現役世代は地域活動参加が難しい ○学校教育で地域や防災の意識づけ、きっかけづくりが重要 ○防災時、漁港朝市来場者をどう誘導するのか（土地勘がない）
提案	○要援護プランの条件は緩和すべき ○安全安心住民協議会が中心に動くべき ○年齢で役割分担を明確にしている自主団体もある ○社協実施の「おやこｄｅ防災inたじり」で簡易ベッドづくり好評 ⇒継続すべき ○漁港も防災訓練実施の方向へ　など

４　地域福祉に関わる取り組み状況

前計画では、「行政が取り組むこと」として３分野延べ98項目にわたる施策を掲げました。本計画の策定にあたって、関係する施策の実施状況を把握したところ、一部の施策を除いて、おおむね何らかの形で実施されており、今後についても継続もしくは実施方法を検討しつつ施策の発展・拡充を図るといったものが多くを占める結果となりました。

（１）地域における支えあいの推進

施策の体系	行政の取り組み	実施状況	主な取り組み状況
(1)人権や福祉に関する意識づくり	①人権・福祉に関する意識の把握と啓発の推進		・広報、研修等による人権啓発 ・虐待防止、人権侵害に対するネットワークづくり
	・人権に関する教育・啓発の推進	A	
	・人権侵害に関する意識啓発と支援体制づくり	A	
	②福祉教育、体験学習の推進		・福祉体験学習 ・認知症サポーターの養成、チームおれんじによる認知症カフェの運営
	・福祉教育の推進	A	
	・認知症への理解促進	A	
	・まちづくり出前講座の実施	C	
(2)住民相互の支えあいの推進	①社会参加の促進と身近に集える居場所づくり		・あいさつ運動の実施 ・ふれ愛センター、公民館、集会所等における交流事業 ・地域講師の登用
	・あいさつ運動の推進	A	
	・地域におけるふれあいの場づくり	A	
	・多様な交流の促進	A	
	・住民の多様な経験・技能などを活用した学習の推進	A	
	②地域における支えあい活動の促進		・要援護者の把握、徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークによる見守り体制の拡充 ・ごみ出しサポート
	・見守りや声かけ運動小地域ネットワーク活動の促進	A	
	・地域における生活課題や福祉ニーズの把握と対応の検討	A	
(3)ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の人材育成・確保		・情報誌「チョボラ」の発行、ふれ愛センターにおける情報発信 ・手話講座の開催
	・ボランティア活動に関する啓発の推進	A	
	・ボランティア講座の開催	A	
	②ボランティア活動への支援		・ふれ愛センターや公民館等を活用した活動拠点の提供 ・ボランティアグループへの録音機の提供
	・ボランティア活動拠点の確保	A	
	・備品・機材の提供	A	

【実施状況】Ａ：計画どおりに施策・事業を実施、または完了したもの
Ｂ：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要なもの
Ｃ：施策・事業に着手したが、前計画では大きく進展が見られなかったもの
Ｄ：施策・事業に着手できなかったもの

施策の体系	行政の取り組み	実施状況	主な取り組み状況
(4)地域福祉を進める人とネットワークづくり	①地域福祉の推進に向けたネットワークの形成		・ボランティア連絡会への支援
	・地域福祉の推進体制づくり	C	
	②地域福祉を推進するための人と仕組みづくり		・各種研修の実施 ・たじりっちポイント事業の実施
	・民生委員児童委員のスキルアップ	A	
	・福祉人材の育成	B	

【実施状況】Ａ：計画どおりに施策・事業を実施、または完了したもの
Ｂ：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要なもの
Ｃ：施策・事業に着手したが、前計画では大きく進展が見られなかったもの
Ｄ：施策・事業に着手できなかったもの

（２）各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

施策の体系	行政の取り組み	実施状況	主な取り組み状況
(1)情報提供体制の充実	①情報提供体制の充実		・ホームページにおける障害者対応 ・ふれ愛センター各課や関係機関における情報共有・連携
	・福祉制度・サービス内容の周知	A	
	・情報入手が困難な人への配慮	A	
	・総合的な保健福祉の連絡調整機能の強化	A	
(2)相談支援体制の充実	①行政・関係機関における相談支援体制の充実		・関係各課、各分野の支援センター、地域の身近な相談窓口との連携による総合相談支援体制づくり
	・相談窓口の連携・充実	A	
	・個別分野ごとの相談支援体制の充実	A	
	②地域における相談支援体制づくり		・民生委員児童委員やＣＳＷによる訪問・相談、要援護者の把握や安否確認
	・相談支援活動の促進	A	
(3)サービス利用の仕組みづくり	①サービス提供体制の充実と質の向上		・苦情相談窓口の設置介護相談員の派遣 ・サービス事業者による自己評価や第三者評価の推進
	・福祉サービス提供体制の充実	C	
	・サービス利用に係る苦情などへの対応	A	
	・サービス事業者による評価の促進	A	
	②権利擁護・生活支援		・泉南・田尻成年後見支援センターの設置 ・成年後見制度の利用促進
	・権利擁護の推進	B	
	・個人情報保護に向けた啓発	A	
	③生活困窮者への支援		・広報による制度の周知 ・関係機関との連絡会の開催
	・相談支援の充実	A	
	・生活困窮者自立支援制度の促進	A	

【実施状況】Ａ：計画どおりに施策・事業を実施、または完了したもの
Ｂ：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要なもの
Ｃ：施策・事業に着手したが、前計画では大きく進展が見られなかったもの
Ｄ：施策・事業に着手できなかったもの

（３）人にやさしい福祉のまちづくり

施策の体系	行政の取り組み	実施状況	主な取り組み状況
(1)安全・安心な道路・交通環境	①交通安全対策の推進		・交通安全教育、街頭啓発等の実施
	・交通安全教育・啓発活動の推進	A	
	②利用しやすい交通手段の確保・充実		・吉見ノ里駅の駅舎、駅周辺整備 ・たじりっちバスの運行
	・施設・車両等のバリアフリー化	A	
	・コミュニティバスの運行	A	
(2)住宅・建築物等のバリアフリー化	①すべての人が暮らしやすい住環境の整備		・住宅改修の促進 ・公営住宅のバリアフリー化の推進 ・住宅確保要配慮者への相談
	・住宅改造・整備の促進	A	
	・障害のある人や高齢者等に配慮した公営住宅の整備	A	
	・新たな住宅セーフティネット	A	
	②「福祉のまちづくり」の普及・啓発		・府福祉のまちづくり条例に基づく民間事業者への指導・助言 ・既存公共施設の改善
	・福祉のまちづくりに関する普及・啓発	A	
	・福祉のまちづくりの推進	A	
(3)安心して住める防災・防犯のまちづくり	①地域における防災対策の推進		・要支援者への戸別訪問による把握 ・安全安心住民協議会の活動支援
	・支援体制づくりの啓発・推進	B	
	・自主防災組織の活動支援	A	
	②防犯対策の推進		・住民参加による防犯パトロール ・防犯カメラ・防犯灯の設置
	・防犯対策の推進	A	
	・防犯設備の充実	A	

【実施状況】Ａ：計画どおりに施策・事業を実施、または完了したもの
Ｂ：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要なもの
Ｃ：施策・事業に着手したが、前計画では大きく進展が見られなかったもの
Ｄ：施策・事業に着手できなかったもの

５　地域福祉に関わる住民活動の状況

本町では、地区会や婦人会、長友会などの地域組織が構成され、それぞれ活動を展開しているほか、健康づくりや福祉、教育、環境、防災・防犯、まちの活性化などのテーマにより活動するボランティア団体やサークルが多数あり、法人格を持ったＮＰＯ活動も展開されています。

地域福祉に関しては、民生委員児童委員や社会福祉協議会の地区福祉委員などを中心として、主に高齢者を対象とした見守り・声かけ運動、サロン活動などの小地域ネットワーク活動、世代間交流などが展開されています。

地域における活動団体・グループなどが増え、それぞれの活動が充実することで、地域福祉はより一層充実したものになると思われますが、多くの団体では活動の担い手となる中心メンバーの高齢化が進むとともに後継者の確保が課題となっており、メンバーが固定化する傾向もうかがえます。このため、住民一人ひとりの福祉意識の醸成などを通じて、地域福祉活動の担い手となる人材を発掘・育成していくことが必要です。

また、地区会などの地域組織や各種団体による交流や情報の共有を通じて団体間の相互連携を図り、複数の団体が共同で活動に取り組むなど、団体間の「横のつながり」を形成していくことが課題となっています。

■主な住民活動の状況

団体名	活動の目的及び内容
地区会連合会	町行政と協力して地区住民の総意を反映し、住民の連帯と調和融合を図り、生活環境の維持改善に努め、福祉を増進し、文化的な住みよいまちづくりを目的とする。
婦人会	会員相互の親睦と連携を保ち、各種女性問題の研究と地域に即した活動を推進するとともに、女性の社会的地位の向上に努める。
こども会育成連絡協議会	児童の健全な育成と福祉の増進を図る。
長友会連合会	高齢者の長年にわたって培われてきた知識・経験を生かし、生きがいや健康づくり、奉仕活動などの活動を通じて、高齢期の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりをめざす。
民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談役や地域の代弁者として、福祉ニーズの把握を行い、行政などへつなげていく役割を担う。
地区福祉委員会（社会福祉協議会）	住民のだれもが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、住民主体の推進役として、地域における様々な社会福祉問題の解決に取り組む。
ボランティア連絡会	ボランティア活動の効果的な推進のために、ボランティアに取り組む個人・グループ間相互の連絡調整を図るとともに、より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう組織的な啓発活動を実施している。
身体障害者福祉会	身体障害者の福祉の向上と研修などへの参加、及び社会参加活動に取り組んでいる。
障害児者を持つ親の会	障害を持つ子どもたちの余暇を支援し、様々な体験や経験ができるよう事業を計画、実行している。

団体名	活動の目的及び内容
母子寡婦福祉会	母子寡婦家庭の慰謝激励とその更生の方途を講じ、母子福祉の向上に活動を行っている。
更生保護女性会	罪を犯した者の改善及び更生を助け、明るい社会を築いていく更生保護事業のなかで、母親としての立場から青少年の保護指導活動を行う。
保護司会	青少年の非行防止や犯罪防止活動などに取り組み、犯罪のない明るい社会の実現をめざす活動を行う。
青少年指導員会	町内における青少年指導に関する諸問題の研究協議を行うことにより指導員活動の推進を図る。
認定こども園たじりエンゼルＰＴＡ	保育士・教員と保護者相互間の親睦を図るとともに、会員相互の情報交換の場として、また、行事の様子を知る。
小学校・中学校ＰＴＡ	教員と保護者相互間の親睦を図るとともに、会員相互の情報交換の場として、また、学校行事の様子を知る。
中学校区地域教育協議会「たじりｔｒｙ・あんぐる」	学校・家庭・地域の関係者が総合的な教育力を構築して諸活動に取り組み、地域の子どもたちの健やかな成長を育む。
スポーツ推進委員協議会	町やスポーツ団体と連携しながら、スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努める。
スポーツ協会	スポーツに対する意識高揚や競技力の向上、誰もが生涯にわたってスポーツを安全に楽しく親しめる機会を提供する。
青年団	団員相互の親睦、融和を図り、団員の文化的向上、健康の増進に努め、郷土社会の発展に寄与する。
人権協会	基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い住民の人権意識の確立と高揚を図り、もって人権尊重の明るいまちづくりをめざす。
国際クラブ	あらゆる人びととの出会いのなかで、住民が中心となった幅広い国際交流を積極的に推進し、「であいとふれあいのまち田尻町」にふさわしいまちづくりに貢献する。
安全安心住民協議会	防災、防犯はもとより、「安全安心」をキーワードとして、各関係機関等と連携を密にし、「安全で安心して暮らせるまち 田尻町」を目指して地域活動を展開する組織。自主防災会と防犯連絡協議会が一体化しさらなる活動の活発化と積極的な地域安全活動を展開していく。

６　今後の課題と方向性

人口減少と世帯規模の縮小、また少子化が進むなか、高齢単独世帯が増加し、要介護・要支援認定率が上昇しています。また、知的障害や精神障害のある人が増加傾向にあり、介護・支援を行う家族の高齢化が進みつつあります。これらの状況は社会的に孤立するリスク、より重い介護や支援を必要とするようになった場合のリスク、貧困リスク等、福祉課題の複雑化を招く可能性があります。

社会や国・大阪府の動き、統計からみる現状、アンケートやワークショップの結果、地域福祉に関わる本町や社会福祉協議会、住民活動の状況を概括し、今後の地域福祉における課題と方向性を整理すると、次のようになります。

（１）地域における支えあいの推進

災害などいざという時のためにも日頃からの支えあい、助けあいがますます必要とされる一方で、近所づきあいに対する住民意識は旧来からの緊密な関係ではなく、お互いに干渉し合わないほどほどの近所づきあいを志向するように変わっています。また、福祉活動を現在行っている人は精力的に活動されていますが、メンバーの高齢化が進み、次なる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

アンケート結果では、住民による交流や福祉活動についてその必要性は感じつつも、実際には活動に結び付いていない人が多数見受けられますが、若年層では住民交流や福祉活動への関心を持つ人が少なくありません。そのため、これらの人々が参加しやすい交流・活動の機会を設け、多様な手段を通じて参加を働きかけるなど、地域でのさらなる交流を促進するとともに、地縁のない人でも気軽に参加できる場づくりを進める必要があります。

福祉活動の担い手づくりに関しては、元気な高齢者による地域活動への参画、無償にとらわれない福祉活動のあり方見直しなどを含め、分野を超えた人材活用の促進、そして次代の育成のための福祉教育の強化が必要です。また、地域福祉活動への参加を促進するために様々な地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要となります。

（２）各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

少子高齢化を起因とした福祉課題の複雑化は、今後ますます顕著化する可能性があります。単独世帯の増加や地域の関係性の変化など、地域で支援を必要とする人が把握しにくくなっています。

本町では、自治体としての規模が小さく、健康福祉分野の担当課、社会福祉協議会がたじりふれ愛センター内に集約され、日常的に緊密な連携を図ってきました。一方で、町域の狭さから福祉施設・サービス事業所、医療機関等の社会資源が十分に立地していないため、近隣の自治体や関係機関と広域的なネットワークを形成し、多機関協働による取り組みを進めてきました。

今後も、支援を必要とする人が、必要な時に支援が受けられるよう、また日頃からのつながりから専門的な機関へつないでいけるよう、複雑化・多様化する福祉課題に対応し重層的で包括的な体制の構築をさらに進める必要があります。

福祉サービスに関しては多様な手段・媒体により情報提供を行っていますが、よりわかりやすく、伝わりやすい情報アクセシビリティの向上に努めていくことが必要です。

また、成年後見制度については、周知は進む一方で、利用希望は伸び悩んでいることから制度のさらなる広報・啓発、相談支援、市民後見人の養成等を進めていくことが必要です。

（３）人にやさしい福祉のまちづくり

気候変動に伴う異常気象や全国的な大規模地震災害の発生、今後予測される南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に対する人々の関心が高まっています。

本町においても災害発生時における要支援者の支援に向けて、一人暮らし高齢者・寝たきり高齢者を把握し、日常的な見守り活動、相談支援を行うとともに、安全安心住民協議会による地域安全活動の展開を図ることになりましたが、今後とも安全安心と地域福祉という視点から関係団体等の情報共有や連携、防災・福祉教育の実施、担い手づくりや後継者の確保に努めていく必要があります。

また、道路や公共建築物のバリアフリー化や安全確保に努め、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりをより進める必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本的な視点

地域福祉を推進するうえでの基本的な視点については、前計画で掲げた３つの視点を継承するものとします。

① ふれあいと支えあいの地域社会づくり

町内には、障害のある人や障害のない人、高齢で健康な人や介護が必要な人、ひとり暮らしの高齢者や若者、子ども、子育て中の人、昔から住んでいる人や引っ越して間もない人など、様々な人が暮らしています。またその暮らしも人それぞれに個性があり、生活の事情も人生の経歴も暮らしぶりも様々です。

こうしたなかで、住民同士がお互いの「違い」を十分尊重しながら、それぞれの人の自立した生活にとって必要な支援が何かを考えていくことは、これからの地域社会にとって重要な課題となっています。

本計画では、一人ひとりの人権が最大限に尊重され、住みなれた地域でだれもが自立した生活を送れるような、ふれあいと支えあいの地域社会づくりをめざします。

② 地域福祉の「主役」は住民

地域福祉を進めていくためには、生活の当事者である住民自身が地域の問題や生活課題について気づき、その解決に向けて積極的に行動していくことが出発点となります。住民が主体となって、行政や地域で活動する団体、民間の福祉サービス事業者などとともに、どうすれば解決できるかを一緒に考えて行動すること、またその過程を共有することが、地域福祉の推進そのものであるといえます。

行政は、住民や民間の福祉サービス事業者などとともに、地域の生活課題や住民ニーズを敏感に感知して柔軟に対応していく必要があります。多様な福祉サービスも、選択と利用の主体である住民の視点から、わかりやすく使い勝手のよいものにしていく必要があります。

また、住民が地区会などの地域組織やボランティアなど様々な形で、地域の問題や生活課題を解決するための活動に主体的に参加できる環境を整えることも重要な課題といえます。

本計画では、住民が「主役」となれるような地域福祉を推進するための基盤づくりをめざします。

③ まちの資源を結びつける協働のまちづくり

田尻町には、町役場や社会福祉協議会、民生委員児童委員、民間のサービス事業者、ボランティア団体や個人による取り組みに至るまで、多様な福祉資源が存在しています。また、特に福祉を目的としていない各種機関・団体の活動、日常的な近所づきあいなどの人間関係も、とらえ方によっては、立派な福祉資源であると考えることができます。

地域福祉を進めていくためには、こうした地域に存在する多様な福祉資源を、知恵と工夫によって巧みに結びつけ組み合わせることで、地域全体の「福祉力」を高めることが重要な課題となります。そのためには、住民・行政・福祉サービス事業者をはじめ、ボランティアや一般企業・事業所などが、それぞれが果たす役割を認識し、知恵と工夫を出しあいながら、ともに行動していかなければなりません。

本計画では、田尻町に関わるすべての個人、地域社会、事業所、関係団体、行政などの既存のつながりを活かしつつ、例えば地区の異なる住民のつながりや世代間のつながり、各種団体・グループ間のつながりなど、より深い絆で結ばれたつながりを生み出し、町ぐるみで地域生活課題の解決に向けた取り組みを進める環境づくりをめざします。

２　基本理念

私たちが暮らす田尻町には、性別や年齢、障害の有無、国籍、生活状況などが異なる多様な人々が暮らしています。また、少子高齢化の一層の進行、社会的つながりの希薄化などを背景に、老老介護や認知症のある人の見守り、ダブルケア、高齢者や子育て世帯の孤立、子どもの貧困、8050問題、子どもや高齢者等への虐待、ひきこもり、経済的困窮、生きづらさを抱える人への対応など、福祉課題は複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、これらの課題に対する適切な対応が求められています。

こうした状況に対して、住民や地域の多様な主体が「地域の主役」として参画し、住民一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、人々がつながり、助け合うことで、地域全体としても幸せや豊かさを感じられる良い状態となるように、地域福祉の取り組みをより一層進めていかなければなりません。

本計画では、前計画までの考え方を受け継ぐとともに、以上のような考え方をふまえ、計画のめざす姿を次のように設定します。

［ 基本理念 ］

たじり・あんしん・ささえあい

みんなで育む　大阪一（いち）あたたかいまち

３　基本目標

基本理念「たじり・あんしん・ささえあい　みんなで育む　大阪一(いち)あたたかいまち」の実現に向けて、次に掲げる３つの基本目標のもとに施策を展開するものとします。

基本目標１　地域における支えあいの推進

元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要です。地域や近くの人との関わりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支えあいの土壌が培われていきます。

地域の誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりに取り組み、地域共生のまちづくりを進めます。

また、福祉や人権に関する意識づくり、ボランティア活動などに参加する機会づくりなど、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、子どもから高齢者までより多くの住民の参加を促し地域福祉活動の輪を広げます。

基本目標２　各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

抱える日常生活の困りごとや課題について、誰もが気軽に相談でき、その人の課題や問題に寄り添った支援等ができるような仕組みづくりを推進します。そのために、地域の支援者や相談機関、専門職を含めたネットワークを活用した重層的で包括的な支援体制づくりを進めます。

また、公的な福祉サービスとならない「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種団体、サービス事業者、関係機関、行政などの連携を通じて、住民の一人ひとりが抱えている悩みや支援の必要な状況にきめ細かく対応できる仕組みづくりを進めます。

基本目標３　人にやさしい福祉のまちづくり

様々な人が暮らしやすい地域社会を実現するためには、ユニバーサルデザインの視点が欠かせません。地域における共生を促進し、つながりを強めることで暮らしを支える生活環境づくりを進めます。

また、住民や関係機関・団体との協働により災害時や緊急時に適切に対応できるよう防災体制、避難行動要支援者支援体制の確立に努めるとともに、犯罪のないまちづくりを進めます。

４　計画の体系

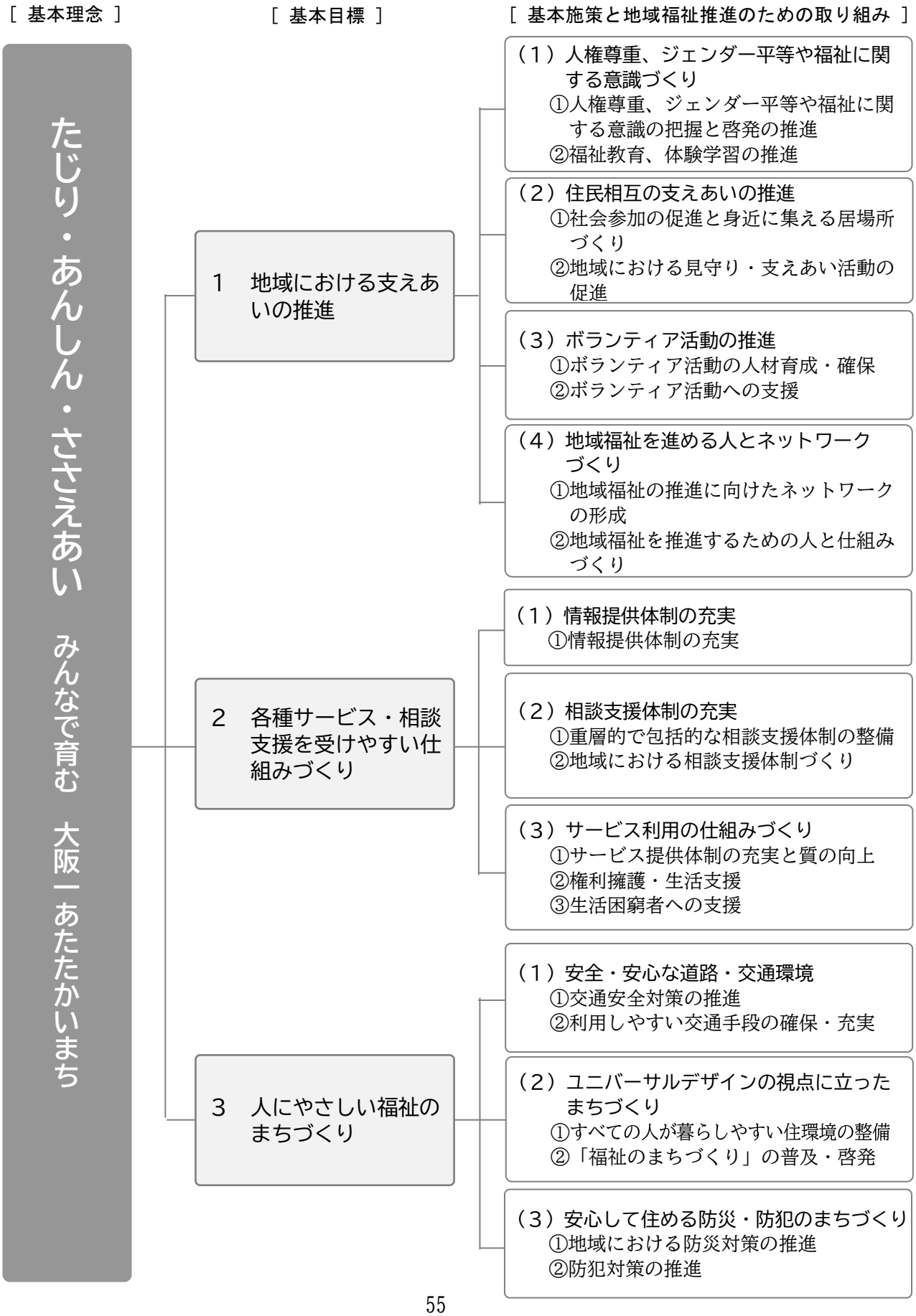
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 基本施策と地域福祉推進のための取り組み ］
たじり・あんしん・ささえあい　みんなで育む　大阪一あたたかいまち
１　地域における支えあいの推進
２　各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり
３　人にやさしい福祉のまちづくり
（１）人権尊重、ジェンダー平等や福祉に関する意識づくり
①人権尊重、ジェンダー平等や福祉に関する意識の把握と啓発の推進
②福祉教育、体験学習の推進
（２）住民相互の支えあいの推進
①社会参加の促進と身近に集える居場所づくり
②地域における見守り・支えあい活動の促進
（３）ボランティア活動の推進
①ボランティア活動の人材育成・確保
②ボランティア活動への支援
（４）地域福祉を進める人とネットワークづくり
①地域福祉の推進に向けたネットワークの形成
②地域福祉を推進するための人と仕組みづくり
（１）情報提供体制の充実
①情報提供体制の充実
（２）相談支援体制の充実
①重層的で包括的な相談支援体制の整備
②地域における相談支援体制づくり
（３）サービス利用の仕組みづくり
①サービス提供体制の充実と質の向上
②権利擁護・生活支援
③生活困窮者への支援
（１）安全・安心な道路・交通環境
①交通安全対策の推進
②利用しやすい交通手段の確保・充実
（２）ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり
①すべての人が暮らしやすい住環境の整備
②「福祉のまちづくり」の普及・啓発
（３）安心して住める防災・防犯のまちづくり
①地域における防災対策の推進
②防犯対策の推進

第４章　施策の展開

基本目標１　地域における支えあいの推進

（１）人権尊重、ジェンダー平等や福祉に関する意識づくり

住み慣れた地域で誰もがともに安心して暮らしていくことができるよう、地域でお互いに支えあうことが大切とする福祉意識の醸成を図り、障害や認知症、社会的孤立等の課題に関して、住民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。

① 人権尊重、ジェンダー平等や福祉に関する意識の把握と啓発の推進

○住民の一人ひとりが部落差別を始めとするあらゆる人権問題に気づき、関心を持ち、人権尊重の理念を社会の基本的ルールとして理解できる教育・啓発を推進します。
○家庭や地域における子どもたちへの福祉や人権に関する意識啓発を推進します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
人権尊重、ジェンダー平等に関する教育・啓発の推進	◇広報たじりやホームページなどによる人権啓発の推進	企画人権課
	◇学校・社会教育における人権教育、福祉教育の推進	一貫教育推進課 生涯学習課
	◇人権協会の活動支援と活性化の支援	企画人権課
	◇町職員などを対象とした人権研修と男女共同参画研修の実施	秘書課 企画人権課
	◇府社協・町などが実施する研修への参加	社会福祉協議会
人権侵害に関する意識啓発と支援体制づくり	◇高齢者や障害のある人、子ども、女性に対する暴力や虐待行為の予防、早期発見・対応についての広報・啓発	企画人権課 高齢障害支援課 子育て・地域福祉課
	◇民生委員児童委員やサービス事業者、警察、医療機関、子ども家庭センターなど関係機関との連携による地域包括ケア会議の実施	企画人権課 子育て・地域福祉課

② 福祉教育、体験学習の推進

○様々な差別の実態を認識し、どうすれば解決できるかを地域や職場、学校など身近な場所で学習できるよう支援します。
○「心のバリアフリー」に関する取り組みを継続的に進め、差別や偏見のない、思いやりのある地域社会をめざします。
○福祉関係団体と行政、社会福祉協議会が連携し、学校や地域における福祉教育を推進します。
○地域の福祉について関心を深め、近所同士の身近な支えあいやボランティア活動の大切さについて理解し、参加・協力できるよう支援します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
福祉教育の推進	◇学校、社会教育における道徳教育や福祉に関する学習活動、体験・交流活動の推進	一貫教育推進課 生涯学習課 社会福祉協議会
	◇学校などと社会福祉協議会、民生委員児童委員、サービス事業者との連携の促進	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
認知症への理解促進	◇認知症サポーター養成講座や講演会等の開催及びチームおれんじによる認知症カフェの運営	高齢障害支援課

【みんなで取り組みましょう】

○講座や福祉学習等を通じて、地域福祉活動への理解を深めるように努めましょう。
○高齢者、障害のある人、子どもたちが交流できる場をつくりましょう。
○地域で、学生や子どもたちも参加しやすいイベントを企画し、参加を促しましょう。
○地域でのイベント（行事）や小地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深めましょう。

（２）住民相互の支えあいの推進

地域のなかで、住民が孤立することなく、より絆を深め助けあう関係を広げるため、日頃からの顔の見える関係づくりを通じて、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決にともに取り組むような「支えあいのまちづくり」を進めていきます。

① 社会参加の促進と身近に集える居場所づくり

○地域住民が互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動や声かけ運動を進めます。
○地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流をはじめ、世代間交流や各種のイベント、美化活動、サロン活動など、活発な交流の促進を図ります。
○地区会をはじめ、各種団体同士の活発な交流が進むよう努めます。
○地域に住む一員として、地域にどのような課題があり、身近にどのような困っている人がいるかについて関心を持ち、社会福祉協議会や民生委員児童委員、行政などにつなげます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
あいさつ運動の推進	◇地域福祉の大切さやあいさつ運動の意義などを広報紙やホームページなどを通じて情報発信	子育て・地域福祉課
	◇学校・認定こども園をはじめ、住民によるあいさつ運動の実践と協力の促進	子育て・地域福祉課 安全安心まちづくり推進局
地域におけるふれあいの場づくり	◇たじりふれ愛センター、公民館など既存公共施設の有効活用	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 生涯学習課
	◇居場所づくり事業など身近な交流の場づくりの促進・支援	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 生涯学習課
	◇住民参画による公園・広場づくり、維持管理の推進	都市みどり課
多様な交流の促進	◇小地域ネットワーク活動の一環として実施されるサロン活動の実施支援	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇障害者のカフェ・ルリエなどの居場所、交流の場の開設	高齢障害支援課
	◇認定こども園・子育て支援センターなどにおける交流事業、施設開放	子育て・地域福祉課
	◇なかよし学級、放課後子ども教室やまなび舎ｋｉｄｓ事業、キッズルームの運営など	子育て・地域福祉課 生涯学習課
	◇中学校区地域教育協議会（たじりｔｒｙ・あんぐる）やＰＴＡが実施する事業の支援	生涯学習課
	◇子どもと高齢者などのふれあいなど世代間交流の促進	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課 社会福祉協議会

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
多様な交流の促進（続き）	◇多世代が参加できるウォーキング教室や健康カフェ、スポーツ教室の開催	健康課 生涯学習課
	◇人生大漁サロン等の高齢者が身近に集える居場所づくりの実施	高齢障害支援課 社会福祉協議会
	◇まなび塾など、退職した世代や高齢者が参加しやすい交流機会づくり	生涯学習課 高齢障害支援課
	◇ボランティアによるコミュニティサロン「チョボラッタ」の運営を通した地域の憩いの場づくりや地域活動の推進の場づくり	社会福祉協議会
	◇各地区や全町的なふれあい行事などの促進・支援	企画人権課 社会福祉協議会
住民の多様な経験・技能などを活用した学習の推進	◇小・中学校、認定こども園における地域講師の登用、地域における体験活動の実施など	教育管理課 一貫教育推進課

② 地域における見守り・支えあい活動の促進

○声かけ・見守りなど小地域ネットワーク活動の意義を理解し、参加・協力を促進するよう支援します。

○地域の抱える課題を、各種団体役員や代表者だけでなく、地域住民の一人ひとりが考え、望ましいあり方を意見交換しながら課題の解決ができるよう支援します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
見守りや声かけ運動など小地域ネットワーク活動の促進	◇民生委員児童委員や地区福祉委員、各種相談員、コミュニティソーシャルワーカーなどによる要援護者の把握や安否確認、近隣協力体制づくりの啓発など	子育て・地域福祉課
	◇コミュニティソーシャルワーカーによる要支援者と避難支援等関係者との連絡調整並びに状況把握	社会福祉協議会
	◇見守り・声かけ、サロン活動など小地域ネットワーク活動の実施支援	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇地区福祉委員による一人暮らし高齢者に対する個別援助としての見守り・声かけ。グループ援助としての茶話会の実施	社会福祉協議会
	◇地域住民、事業者、近隣自治体等との連携による徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークによる見守り体制の拡充	高齢障害支援課
	◇介護予防事業への参加促進活動、介護支援サポーターによる連携の促進	社会福祉協議会
	◇介護認定を受けた人や障害のある人等を対象としたごみ出し支援制度（たじり安心サポート事業）の実施	生活環境課

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
地域における生活課題や福祉ニーズの把握と対応の検討	◇保健師、生活支援コーディネーター、民生委員児童委員などを通じた要援護者の状況把握と対応の検討	健康課 子育て・地域福祉課
	◇住民の視点から地域の課題や施策ニーズを把握するためのアンケート調査、聞き取り調査の実施	企画人権課 子育て・地域福祉課
	◇地域包括ケア会議や協議体における生活課題や福祉ニーズの把握、計画策定時におけるワークショップの実施	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 社会福祉協議会

【みんなで取り組みましょう】

○近所であいさつや声かけをし、地域の関わりを増やしましょう。
○地域の様々な人々が集まり、団らんできる場をつくりましょう。
○地区の行事があるときはみんなで参加できるよう誘いあいましょう。
○子どもたちが地域を知る機会や、若い世代の親子が集い、情報交換ができる場をつくりましょう。
○地域で解決できない課題は、関係機関、行政などに連絡し、協働・連携により課題の解決を図りましょう。

（３）ボランティア活動の推進

福祉分野をはじめ、町内で行われている多様なボランティア活動に関する周知・広報を進めるとともに、活動参加へのきっかけづくりや気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組み、幅広く住民のボランティア活動への参加を促進していきます。

① ボランティア活動の人材育成・確保

○声かけや誘いあいなどを通じて、ボランティア活動の内容を周知し、参加者の拡大に努めます。特にボランティア活動への関心が薄いとされる人々に対して、活動への参加・協力を働きかけます。

○町や社会福祉協議会などが行うボランティアに関する研修や養成講座への参加を促し、知識や実践方法を学ぶことができる機会の充実を図ります。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
ボランティア活動に関する啓発の推進	◇広報紙やホームページ、ボランティア情報誌などを通じたボランティア活動の意義、町内での活動状況、相談窓口などの周知・啓発	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇社会福祉協議会のボランティアセンターや活動団体による情報発信の支援	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇コミュニティサロン“チョボラッタ”を通じての啓発活動	社会福祉協議会
ボランティア講座の開催	◇手話・朗読などボランティアの養成に向けた各種講座の開催	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課

② ボランティア活動への支援

○ボランティア団体・グループや個人による交流を深めることができるよう、情報交換や連携・協働を促進します。
○社会福祉協議会においてボランティア活動を受け入れる側と行う側のニーズをつなぐ調整機能やボランティア相談体制などの充実に努めます。
○だれもが参加しやすいボランティア活動のあり方や気軽にボランティア活動ができる仕組みを考えます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
ボランティア活動拠点の確保	◇たじりふれ愛センターや公民館など既存施設を活用したボランティア団体などの活動拠点の確保、利用促進	子育て・地域福祉課 生涯学習課 高齢障害支援課
備品・機材の提供	◇ボランティアグループへの録音機、点字器などの提供	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課
ボランティア活動推進事業の推進	◇情報誌「チョボラ」の発行、コミュニティサロン「チョボラッタ」を活用したボランティア相談の充実、ボランティア連絡会の運営支援、ボランティア交流研修会の開催、ボランティアコーディネーターの育成・配置、ボランティア活動のマッチング	社会福祉協議会

【みんなで取り組みましょう】

○自分が「できること・したいこと」が、何かを考えましょう。
○住民は、困りごとを抱えている住民の課題を「我が事」としてとらえ、助けあいや支えあいの活動に参加しましょう。
○地域で行われている様々なボランティア活動に関心を持ち、活動に参加・協力しましょう。

（４）地域福祉を進める人とネットワークづくり

地域福祉活動の推進にあたって、新たな担い手づくりと、活動の場の整備や活動を定着させ継続できる仕組みづくりに努めるとともに、地域で活動する団体間の「横のつながり」を強め、全町的な連携を図っていきます。また、福祉、教育、環境など、様々な分野にわたる生活課題を解決するために、行政各分野の意思疎通を密にし、十分に連携を図ったうえで、計画・事業の推進に努めていきます。

① 地域福祉の推進に向けたネットワークの形成

○地域で活動する各団体の活動内容や情報などの共有を図るとともに、団体間での協議・協力が促進できるよう支援します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
地域福祉の推進体制づくり	◇ボランティア連絡会の実施など、各種団体の活動が活性化するよう、団体間の連携や協議を行う場づくりの検討	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇コミュニティ団体の立ち上げ支援に向けた地域づくり助成金の交付	安全安心まちづくり推進局
	◇本計画の内容の普及・啓発（広報紙、出前講座など）	子育て・地域福祉課

② 地域福祉を推進するための人と仕組みづくり

○地域福祉を推進していくことのできる人材の育成とともに、各団体の連携を進めるための仲介役となるような人材を確保・育成します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
民生委員児童委員を対象とした研修の実施	◇民生委員児童委員協議会と連携した各種研修の実施	子育て・地域福祉課
福祉人材の育成	◇手話講座、ファミリー・サポート・センターの援助会員の養成、まちづくり出前講座などによる啓発・教育	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課 生涯学習課
	◇地区福祉委員会における新たな担い手の確保・育成	社会福祉協議会
	◇介護予防事業をサポートする人材育成、たじりっちポイント事業の実施	高齢障害支援課
	◇介護支援サポーターの養成・育成、介護支援サポーターによる「さわやかサロン」の支援	社会福祉協議会
	◇生活援助サービスに関する研修の実施、サービス提供事業所及び人材の育成	高齢障害支援課

【みんなで取り組みましょう】

○地域福祉を推進するための講座などに参加しましょう。
○民生委員児童委員の職務内容について理解し、支援を必要とする人の把握や声かけ活動などに協力しましょう。

基本目標２　各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり

（１）情報提供体制の充実

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めていきます。

① 情報提供体制の充実

○保健・福祉・医療に関する情報を住民自ら集め、必要なサービスを主体的に選択できるように努めます。
○保健福祉に関する制度やサービスに関する円滑な情報提供を図るため、関係各課及び社会福祉協議会による情報の共有・連携を図ります。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
福祉制度・サービス内容の周知	◇広報紙やホームページ、フェイスブック、たじりっちメール、ライン、各種制度に関するパンフレットを通じたわかりやすい情報提供の推進	企画人権課 高齢障害支援課 子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
情報アクセシビリティの推進	◇「声の広報」の発行、手話通訳者などの派遣	高齢障害支援課
	◇広報資料作成・発行時の文字の大きさ、文章表現、レイアウトなどの配慮	企画人権課
総合的な保健福祉の連絡調整機能の強化	◇保健・医療・福祉サービスに関する円滑な情報提供、相談支援を図るため、健康課、高齢障害支援課、子育て・地域福祉課を始めとする関係各課、社会福祉協議会の情報の共有・連携の推進（庁内連絡体制の充実）	健康課 子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 社会福祉協議会

【みんなで取り組みましょう】

○保健福祉に関する制度やサービスへの理解を深めるため、広報紙や社協だより、パンフレットなどに目を通しましょう。
○わからないときは、行政や関係機関に気軽に相談しましょう。

（２）相談支援体制の充実

地域共生社会の実現に向け、制度や分野を越えた重層的で包括的な支援体制を推進し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域の諸団体との連携のもとに、町内の各地域における身近な相談支援体制づくりを進めていきます。

① 重層的で包括的な相談支援体制の整備

○地域における身近な相談支援体制づくりに向け、社会福祉協議会や民生委員児童委員、地区会などの地域組織、ボランティア団体などの連携・協力を進めます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
相談窓口の連携・充実	◇町役場各窓口、教育委員会など住民の相談に関わる担当課相互の連絡・調整、情報共有の推進	各課
	◇制度や分野を越えた多様な相談を受ける福祉総合相談窓口の設置	社会福祉協議会
	◇コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）による相談支援、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の相談機能で対応できないケースへの処遇	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援拠点、こども家庭センター、たじりふれ愛センターの各課窓口、地域の身近な相談窓口との連携による総合相談支援体制づくりの推進	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課 健康課
個別分野ごとの相談支援体制の充実	◇地域包括支援センター活動の充実（各種相談、訪問、調整、地域ケア会議の実施、困難事例の情報交換など）	高齢障害支援課
	◇障害者相談支援事業の充実（各種相談、情報提供、サービス利用の支援、地域自立支援協議会の実施、困難事例への対応のあり方検討、関係機関との連絡調整）と高齢者福祉との一体的な事業の推進	高齢障害支援課
	◇認定こども園、小学校、中学校における相談対応と切れ目のない支援の充実	教育管理課 一貫教育推進課
	◇家庭児童相談、母子相談の充実	子育て・地域福祉課 健康課
	◇人権相談をはじめ各相談窓口における相談対応	企画人権課
	◇「健康たじり保健計画」に基づく自殺防止に向けた取り組みの推進	健康課
	◇75歳以上の独居高齢者等を対象とした茶話会の実施など、孤立死防止に向けた取り組みの推進	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇認知症サポーター、徘徊ＳＯＳネットワーク、チームおれんじなど、認知症の人を地域で支える仕組みづくり	高齢障害支援課

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
個別分野ごとの相談支援体制の充実（続き）	◇大阪府貝塚子ども家庭センター、はーとほっと、コミュニティソーシャルワーカーとの連絡会の実施など、ひきこもりや福祉課題を抱えた人を支えるネットワークづくり（生活困窮者支援）《再掲》	子育て・地域福祉課
	◇女性のための相談、充実	企画人権課
	◇福祉や住宅等の窓口が連携した賃貸住宅への入居相談、支援の充実	子育て・地域福祉課 都市みどり課
	◇大阪府宅地建物取引業協会と契約した相談会等の開催	都市みどり課

② 地域における相談支援体制づくり

○生活上で困ったことがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談できる支援体制の促進を図ります。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
相談支援活動の促進	◇民生委員児童委員や地区福祉委員による訪問、見守り・声かけ、相談援助、要援護者の把握や安否確認など	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
	◇人権協会が取り組む相談事業の支援、周知・広報	企画人権課

【みんなで取り組みましょう】

○困っている人が相談しやすい地域の雰囲気づくりを進めましょう。
○一人で悩みを抱え込まないように、関係機関に相談できるようアドバイスしましょう。
○日常的な近所づきあいなどを通じて困っている人の相談にのり、必要に応じて民生委員児童委員や地域の相談窓口、行政などに連絡しましょう。

（３）サービス利用の仕組みづくり

利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、サービス事業者自身によるサービスの質の向上への取り組みや、関係機関との相互の連携による生活困窮者への支援を行っていきます。

① サービス提供体制の充実と質の向上

○日頃から保健福祉に関する制度やサービスについての理解を深めるとともに、気軽に福祉サービスが受けられる支援体制づくりに努めます。
○障害のある人などが身近な地域で気軽にサービスを利用できるよう支援します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
福祉サービス提供体制の充実	◇たじりふれ愛センター窓口において福祉全般に関する情報提供・相談対応を実施、介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、こども計画などに基づく福祉サービスなどの提供体制の充実	高齢障害支援課 子育て・地域福祉課
サービス利用に係る苦情などへの対応	◇関係機関と連携した苦情相談窓口の設置、介護相談員の派遣など	高齢障害支援課
サービス事業者による評価の促進	◇サービス事業者による自己評価や第三者評価の推進	子育て・地域福祉課 高齢障害支援課

② 権利擁護・生活支援

○各種福祉サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業について、周知するとともに、利用の促進を図ります。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
権利擁護の推進	◇権利擁護意識の啓発	子育て・地域福祉課
成年後見制度の利用促進	◇泉南・田尻成年後見支援センターにおける成年後見制度に関する情報提供、利用検討者への相談対応、申立てに関するサポート、市民後見人制度の利用促進	子育て・地域福祉課
日常生活自立支援事業	◇日常生活自立支援事業を通した認知症高齢者等に対する福祉サービス利用に関する支援及び金銭管理の実施	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会
個人情報保護に向けた啓発	◇個人情報保護のあり方に関するサービス事業者などへの周知・啓発	高齢障害支援課

③ 生活困窮者への支援

○生活困窮者自立支援制度の周知と関係機関と連携を図り、生活困窮者への支援と制度の促進を図ります。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
相談支援の充実	◇大阪府貝塚子ども家庭センター、はーとほっと、コミュニティソーシャルワーカーとの連絡会の実施など、ひきこもりや福祉課題を抱えた人を支えるネットワークづくり（生活困窮者支援）《再掲》	子育て・地域福祉課
生活困窮者自立支援制度の促進	◇広報紙等による生活困窮者自立支援制度の周知と関係機関との情報共有、連携による包括的な取り組みと自立支援制度の促進	子育て・地域福祉課

【みんなで取り組みましょう】

○困っている場合は訪問し、話を聞き、専門機関などにつなぎましょう。
○地域でどんな人が困っていたり、助けが必要か、地域で集まり話しあいましょう。
○地域は、地域全体で支援が必要とする人を支える体制づくりに取り組みましょう。
○民生委員児童委員やボランティアの人などは、各種福祉サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業についての知識を深めましょう。
○民間のサービス事業者は、従事者の研修など、サービスの質の向上に努めましょう。

基本目標３　人にやさしい福祉のまちづくり

（１）安全・安心な道路・交通環境

安全な道路交通環境の整備に今後とも努めていくとともに、だれもが安心して利用できる交通手段の確保、交通施設の改善などに取り組みます。

① 交通安全対策の推進

○住民に対し、交通安全教育等を実施します。
○地域における危険なところや不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握・点検し、補修・改善を行います。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
交通安全教育・啓発活動の推進	◇交通安全教室（認定こども園、小学校、高齢者）、安全運転者講習会、街頭啓発の実施、交通規制要望の実施	土木下水道課

② 利用しやすい交通手段の確保・充実

○外出時に利用しやすい施設や車両等のバリアフリー化を促進し、利用しやすい交通手段の確保に努めます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
鉄道施設等のバリアフリー化	◇南海吉見ノ里駅の踏切の拡幅・改修、駅周辺整備の推進	都市みどり課
コミュニティバスの運行	◇泉佐野市と連携したコミュニティバス（たじりっちバス）の運行	都市みどり課

【みんなで取り組みましょう】

○交通安全教室などに参加し、交通マナーや歩行上の注意点などを学びましょう。

（２）ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

住宅や公共施設などにおけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく整備を一層推進していきます。

① すべての人が暮らしやすい住環境の整備

○障害のある人や高齢者も含めた、すべての人にとって暮らしやすい住環境の整備に努めます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
住宅改造・整備の促進	◇介護保険制度などによる住宅改修の促進	高齢障害支援課
障害のある人や高齢者等に配慮した公営住宅の整備	◇公営住宅改修・建替時におけるバリアフリー化の推進	都市みどり課
新たな住宅セーフティネット	◇osakaあんしん住まい推進協議会と連携した居住支援情報の発信、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅に関する大阪府など関係機関との一元的な情報の共有	子育て・地域福祉課 都市みどり課 高齢障害支援課

② 「福祉のまちづくり」の普及・啓発

○生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインに努め、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
福祉のまちづくりに関する普及・啓発	◇大阪府福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言、開発指導等の実施	都市みどり課
福祉のまちづくりの推進	◇「福祉のまちづくり」の観点に基づく福祉的配慮のある施設整備の推進	子育て・地域福祉課
	◇新設公共施設におけるエレベーター設置や段差解消、障害者用トイレの設置など	子育て・地域福祉課 都市みどり課

【みんなで取り組みましょう】

○地域に関心を持ち、福祉のまちづくりを進めましょう。

（３）安心して住める防災・防犯のまちづくり

地域防災計画や避難行動要支援者避難支援計画の推進などを通じて、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めていきます。また、地域ぐるみで「みんなのまちをみんなで守る」という意識を共有し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。

① 地域における防災対策の推進

○地域における防災対策を行っていけるよう、支援体制づくりを促進していきます。
○地域の要援護者や危険箇所などの日常的な把握に努めます。特に要援護者が緊急時に必要とする援助の内容を、個人情報（プライバシー）などに配慮しつつ把握に努めます。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
支援体制づくりの啓発・推進	◇民生委員児童委員による要支援者への戸別訪問の実施など、避難行動要支援者支援プランに基づく対象者の把握、近隣協力体制づくりの推進	子育て・地域福祉課 安全安心まちづくり推進局
	◇福祉避難所の設置及びその充実	子育て・地域福祉課 安全安心まちづくり推進局
	◇たじりふれ愛センターや学校施設・設備の充実、要支援者の福祉避難所への移送体制の検討	子育て・地域福祉課 安全安心まちづくり推進局 教育管理課
	◇災害支援ボランティア登録の推進	社会福祉協議会
自主防災活動の支援	◇防災訓練など安全安心住民協議会の活動に対する支援、リーダー研修の実施など	安全安心まちづくり推進局
	◇たじり子ども防災キャンプを通した防災意識の向上、地域コミュニティにおける防災力の向上の推進	社会福祉協議会

② 防犯対策の推進

○日頃から防犯意識を高めるとともに、子どもの見守りや安全パトロールへの協力、門灯の点灯など地域をあげた防犯対策に努めます。
○再犯防止に向けて取り組み、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

主な推進施策	主な事業及び内容	窓口（担当）
防犯対策の推進	◇交番だより・広報紙、ＳＮＳ等による防犯意識の啓発	安全安心まちづくり推進局
	◇安全安心住民協議会や警察など関係機関との連携強化	安全安心まちづくり推進局
	◇ウォークラリーによる安全教室の開催など、子ども安全１１０番の旗事業の推進	生涯学習課
	◇青色パトロールなど、地域での安全パトロール等見守り体制づくりの推進	安全安心まちづくり推進局
	◇メール、町内放送等による不審者情報の発信	安全安心まちづくり推進局
	◇消費者被害に対する啓発の推進	産業振興課
防犯設備の充実	◇防犯灯、防犯カメラなど防犯設備の充実と適切な維持管理	安全安心まちづくり推進局
再犯防止に向けた取り組みの推進	◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じた再犯防止に関する地域理解の促進	子育て・地域福祉課
	◇保護司会及び更生保護女性会の運営支援などを通じた、更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実	子育て・地域福祉課
	◇更生保護関係の支援者・団体、社会福祉協議会などとの連携の推進	子育て・地域福祉課 社会福祉協議会

【みんなで取り組みましょう】

○災害などの緊急時に備え、身を守るために必要な情報を集め、学びましょう。
○災害時に備え、地域で非常持ち出し品や避難場所を確認しましょう。
○地域で災害時に安否確認や安全な場所への避難の手助けを行いましょう。
○災害時の被害状況の把握や出火防止・初期消火、救出援護、避難誘導などが確実に実施できるよう、自主防災組織に参加し、役割に応じた訓練に参加しましょう。

■重層的支援体制整備事業として位置づけられる事業内容

包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第１号）	・地域包括支援センター ・障害者相談支援事業、基幹相談支援センター ・地域子育て支援拠点、こども家庭センター ・生活困窮者に対する相談、支援ネットワーク
参加支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第２号）	・たじりふれ愛センター、公民館、集会所等における交流事業 ・小地域ネットワーク活動 ・コミュニティサロン「チョボラッタ」
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の４第２項第３号）	・介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第４号）	・民生委員児童委員、地区福祉委員、各種相談員、コミュニティソーシャルワーカー等による見守り・声かけ、安否確認等の個別援助、支援ネットワーク
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の４第２項第５号）	・たじりふれ愛センター内各課及び社会福祉協議会による日常務を通じた情報共有・連携 ・町役場各課、関係機関・団体とのテーマ別の情報共有・連携

※個別分野の計画で記載しているものを含む

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制

（１）参画と協働による推進

本計画は、「たじり・あんしん・ささえあい　みんなで育む　大阪一(いち)あたたかいまち」の実現をめざして、住民、事業者、行政の協働により取り組んでいくものです。計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である住民の主体性を最大限に尊重し、地域福祉の取り組みを進めていきます。

このため、各分野のまちづくりを進めるうえで中心的な役割を担う人々をはじめ、広く住民各層に対して、本計画の内容に関する普及・広報に努めながら、みんなで考え、みんなで取り組む地域福祉の推進体制づくりを進めていきます。

■地域における推進体制づくりのイメージ

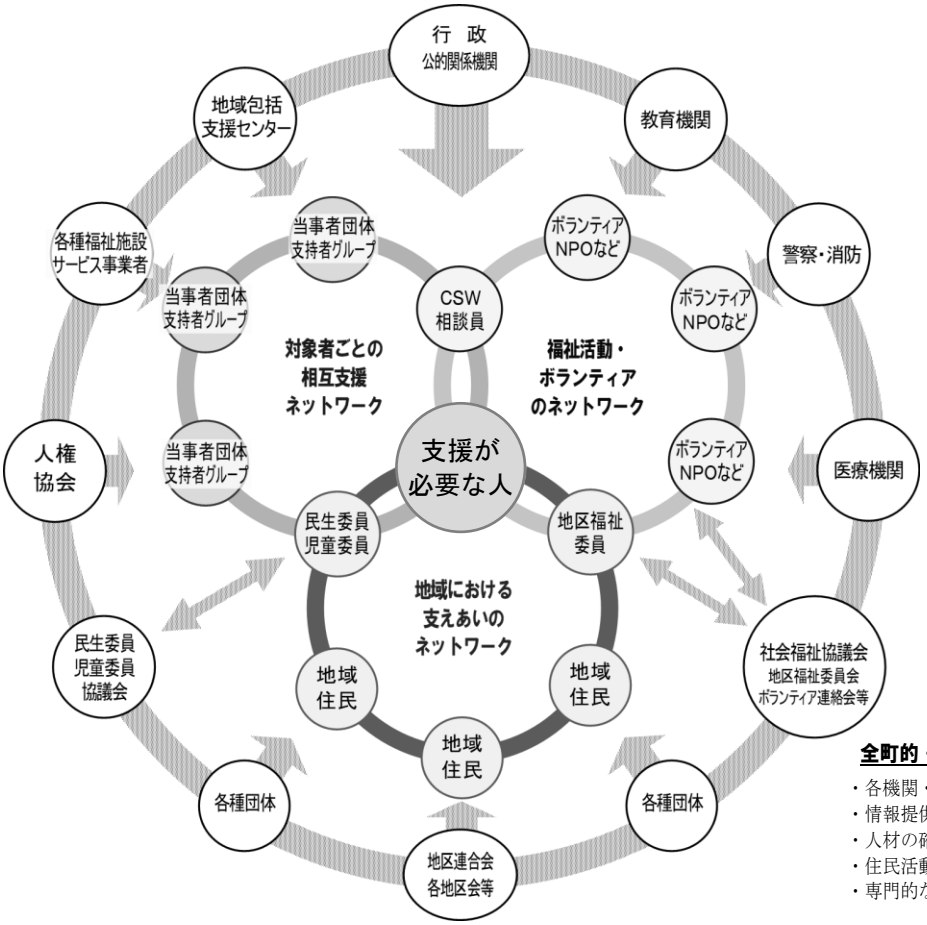

全町的・広域的な支援ネットワーク

・各機関・団体間の連携・調整
・情報提供・共有、事業の共同化
・人材の確保・育成、各種団体活動の支援
・住民活動への参加協力・支援
・専門的な支援が必要なケースへの対応

（２）田尻町における推進体制

① 町における推進体制

本計画は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な分野にわたります。このため、民生部子育て・地域福祉課と社会福祉協議会が中心となって、庁内関係部局との連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

② 住民や関係機関・団体との連携

本計画を推進し、支援が必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、住民が主体的に参加・参画しているグループ・団体をはじめ、民生委員児童委員協議会、人権協会、ボランティア団体など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの団体と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

③ 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や大阪府との連携が不可欠です。国や大阪府における諸制度の改革等の動きを踏まえつつ、住民が住み慣れた地域で安心して快適に自立生活を送ることができるよう、地域福祉を積極的に推進していく必要があります。また、その実効性を高めるために、住民の生活基盤に関わる年金、医療、福祉、雇用、生涯学習、住宅などの関連施策が安定的・総合的に展開される必要があります。

このため、住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革・充実に努めるよう、国や大阪府に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

２　進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、住民の参画のもとに「田尻町地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、住民や民間のサービス事業者などの意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについての庁内協議を進めるとともに、その結果を広報紙など多様な媒体を通じて周知を図るなど、計画の円滑な推進に努めます。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。

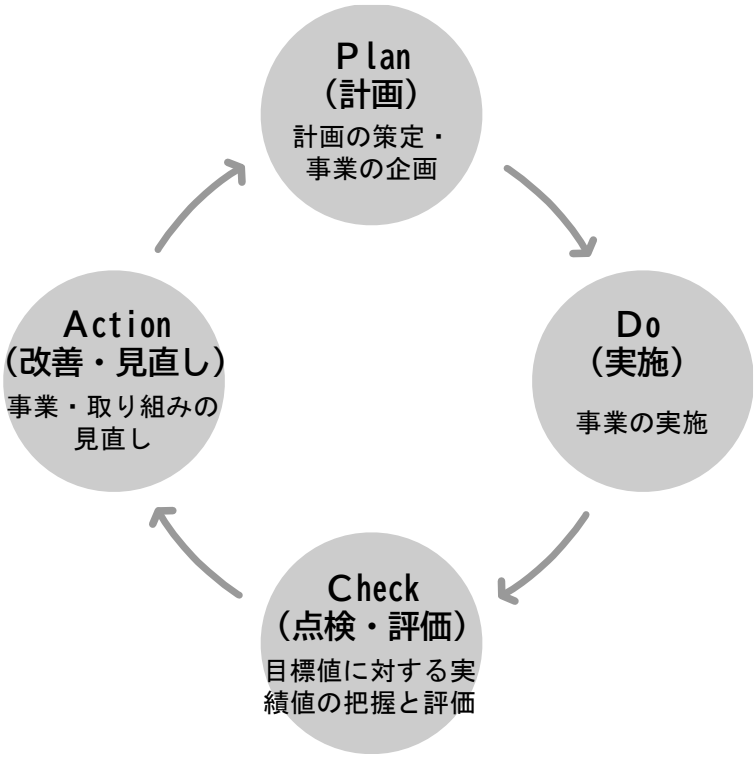

参考資料

1　策定体制と経過

（1）策定体制

○田尻町地域福祉計画推進委員会規則

平成26年３月27日
規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、田尻町附属機関条例（平成25年田尻町条例第１号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、田尻町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　委員会は、町長の諮問に応じて、条例別表に掲げる担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）関係団体に属する者で当該団体が推薦する者

（３）関係行政機関の職員

（４）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に、会長及び副会長それぞれ１人を置く。

２　会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第６条　会長が必要であると認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、民生部福祉課において行う。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○田尻町地域福祉計画推進委員会　委員名簿

（順不同、敬称略）

委員名	所属・役職名	備考
大谷　悟	識見を有する者	会長
米澤　春江	識見を有する者（地域包括支援センター）	
大門　與志治	田尻町地区連合会会長が推薦する者	
高浦　正男	田尻町長友会連合会会長が推薦する者	
的場　紀子	田尻町婦人会会長が推薦する者	
西阪　純也	社会福祉法人田尻町社会福祉協議会会長が推薦する者	副会長
湊谷　和男	田尻町民生委員児童委員協議会会長が推薦する者	
圓句　博美	田尻町身体障害者福祉会会長が推薦する者	
西田　和美	田尻町障害児者を持つ親の会会長が推薦する者	
山本　健治	田尻町人権協会会長が推薦する者	
西川　佳孝	田尻町ボランティア連絡協議会会長が推薦する者	
大西　聖子	大阪府泉佐野保健所長が推薦する者（企画調整課）	

（２）策定の経過

令和６(2024)年 ９月４日	第１回地域福祉計画推進委員会 ・アンケート調査の実施について ・今後のスケジュール（案）について
９月～10月	18歳以上の住民及び福祉関係者に対するアンケート調査
12月９・10日	計画策定に向けたワークショップ
令和７(2025)年 ３月10日	第２回地域福祉計画推進委員会 ・アンケート調査の実施結果について ・地域福祉に関わる取組状況について ・田尻町地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について ・パブリックコメントについて
３月14日～28日	パブリックコメント
３月末	計画策定

２　用語の解説

あ　行

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障害のある人等を含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味する。

ＮＰＯ（ＮＰＯ法人）

ＮＰＯは、Non Profit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を配分することを目的としない団体の総称。ＮＰＯ法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

か　行

基幹相談支援センター

すべての障害のある人等が利用できる相談支援窓口として、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な支援、情報提供、助言を行う機関。

協働

立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。

権利擁護

認知症高齢者等の判断能力が十分でない人などの意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。

子育て支援センター

厚生労働省が実施する地域子育て支援拠点事業の中の取り組みの一つで、子育てに関する相談支援や、子育て中の親子同士の交流、子育て情報の提供・発信など、様々な育児支援を行う施設。

コミュニティ

同じ地域に居住して、共同の活動、共通の経験を通して結びついている人々の集団や社会のこと。今日では、情報化や交通の発達により、地縁に寄らないコミュニティも発達している。

コミュニティソーシャルワーカー

援助を必要とする高齢者や障害のある人、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援助者の課題を解決するため支援を行う者。

さ　行

自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考えで、自主的に防災活動を行う組織。地域（地区会・その他地域内の活動組織）単位で組織されるもので、地震や水害等の災害が発生した時に被害を防止・軽減するための防災活動を行う。

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般住民のこと。

重層的支援体制整備

高齢者福祉、障害福祉など分野ごとの福祉サービスでは解決できない複合的な課題に対し、重層的な支援を行い解決を図るために、令和３(2021)年度から社会福祉法に位置づけられた取り組み。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体。都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。

社会福祉法人

特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。

住宅確保要配慮者

住まい探しに困っている高齢者や障害のある人、外国人、ひきこもりの人、生活困窮者、子育て世帯等。

小地域ネットワーク活動

地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障害のある人、子育て中の親子等、支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動。

新型コロナウイルス感染症

令和元(2019)年 12 月に中国で確認されて以降、令和４(2022)年まで世界的流行（パンデミック）をもたらした気道感染症。世界中で３億人以上が感染し、500 万人以上が死亡した。

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある人に交付される手帳。障害の程度によって１～６級までの６段階の区分があり、手帳の取得により障害の種別と程度に応じたサービスを利用できる。

生活困窮者

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害、その他（発達障害、高次脳機能障害等）の精神疾患）を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳。手帳には、障害程度により１級から３級までの区分があり、手帳を取得することにより障害の程度に応じたサービスを利用できるようになる。

制度の狭間

何らかの支援が必要であるが、既存の制度による支援を受けることができず、課題の解決が困難な状態のこと。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を家庭裁判所などにより選任された成年後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た　行

たじりっちポイント

ボランティア活動や健康づくり及び介護予防に関する活動に対し、ポイントを付与することによりボランティア活動や健康づくり活動への関心を高めるとともに、参加するきっかけと活動する楽しみを推進する町の事業。付与されたポイントは、地域振興券の交換ができる。

ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態のこと。

地域ケア会議

個別ケースの支援内容の検討を通じ、①高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、②地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等を目的として設置される会議のこと。

地域自立支援協議会

障害の有無に関係なく、すべての人が自分らしく暮らすことができるために問題となることを話し合い、解決をめざしていく組織。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門職が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。

な　行

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用などについての判断能力が十分でない人で、援助の契約内容については認識しうる能力がある人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供、利用手続き等の支援及び苦情解決制度の利用を支援する事業。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

認認介護

高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと。

は　行

８０５０問題

80歳代の親と50歳代の子の組み合わせによる生活問題のこと。経済的にひっ迫した高齢の親が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じる状態のことを指す。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的な障壁のほか、社会制度、意識面、情報伝達面等の障壁がないこと。

福祉サービス

行政や社会福祉法人・医療法人など法人格を有する団体・事業所が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスなど。

福祉避難所

災害時に障害のある人や高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする人を対象に開設される避難所。一般の指定避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設される。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などにあたる国家公務員）と協力して、主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などの活動を行う人。

ま　行

民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。

や　行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザイン。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味。

ら　行

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。

療育手帳

大阪府子ども家庭センター（18歳未満の人）または大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上の人）において、知的障害と判定された人に交付される手帳。障害の程度によって、Ａ、Ｂ１、Ｂ２の３つの等級に区分され、障害の程度に応じたサービスを利用できる。

第５次田尻町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和７（2025）年３月

田尻町 民生部 子育て・地域福祉課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 883 番地 1
電話(072)466-5013 FAX(072)466-8841
E-mail:kofuku@town.tajiri.osaka.jp
ホームページ:https://www.town.tajiri.osaka.jp/

社会福祉法人田尻町社会福祉協議会

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 883 番地 1
電話(072)466-5015 FAX(072)466-8899
E-mail:tajiri-syakyo@lily.ocn.ne.jp
ホームページ:https://tajiri-syakyo.jp/